

平成30年第8回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成30年第8回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番丹野議員と5番井澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月4日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。本日、召集されました第8回町議会定例会の議会運営等につきましては、12月4日開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日12月12日から明日12月13日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月13日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から平成30年8月分、9月分、10月分の出納検査結果報告がありました。次に平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。一つとして、要望経過報告について。町長。

町長

それでは1点目に要望経過報告をいたします。要望項目、高規格幹線道路日高自動車道の整備促進についての要望でございます。要望先は道内選出国會議員、国土交通大臣、副大臣、政務官、国土交通省事務次官、北海道局長であります。要望月日は11月27日、要望者は高規格幹線道路日高自動車道早期建設促進期成会並びに日高総合開発期成会として、管内7町長でございます。高規格幹線道路日高自動車道の整備につきましては、門別本町から厚賀間の14.2キロの区間については、今年の4月21日に供用開始をしたところでございます。現在日高厚賀インターチェンジから静内間16.2キロメートルの工事中でございますが、特にその先の静内から浦河間41キロの継続事業推進のため、計画段階評価の早期着手について強く要望をしたところでございます。次に、要

望項目、北海道アイヌ生活向上関連施策に関する要望であります。要望先は、道内の選出国會議員、内閣官房アイヌ総合政策室であります。要望月日は11月28日であります。要望者は北海道アイヌ振興対策事業推進協議会の役員として、平取町、洞爺湖町、標津町、白老町の役員4町長で要望したところでございます。要望内容につきましては、1点目は新たなアイヌ政策の確実な実現でございます。現在国では2020年までの制定を目指すアイヌ民族に関する新法に地域振興、産業振興、国際交流等にとり組むことを明記し、市町村でのアイヌに関する幅広い施策支援すること目的に交付金制度の創設が検討されております。アイヌの人々の実態に応じた政策として確実に実現するとともに、幅広い活用可能で弾力的な運用が図られることを要望したところでございます。2点目には生活環境施設整備事業の充実と予算確保の関係でございます。特に地方改善施設整備費補助事業については、補助率の引き上げ並びに対象メニューに上水道整備事業、生活館の解体事業、さらには生活排水の処理施設の設備更新について追加要望をしたものでございます。3点目には、アイヌ農林漁業対策事業の充実と予算の確保についてであります。北海道では事業要望が減少傾向となっておりますことから、アイヌの農林漁家数の動向など、地域の実情を踏まえたアイヌ農林漁業対策事業の充実を図っていくとともに、引き続き予算の確保を要望したところでございます。以上で要望報告を終わります。

議長

続きまして教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは9月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告いたします。1点目は平成30年度の全国学力・学習状況調査結果についてであります。本年4月17日に実施されました全国学力・学習状況調査にかかる北海道全体及び管内別の結果について11月6日に北海道教育委員会より結果報告書が出されたところであります。本年度における学力・学習状況調査にありましては、文部科学省が全国の小中学校を対象に悉皆調査方式により小学校では国語、算数、中学校では国語、数学2教科につきまして、主として知識に関する問題と活用に関する問題が出題されております。また今年度は3年に1度の調査科目として理科の調査が小中学校とも行われたところでございます。都道府県での平均正答率の結果につきましては、北海道全体の国語A B、算数A B、数学A B、理科の各科目平均正答率と全国の差は小学校国語Aでマイナス0.6ポイント、同じく小学校国語Bではマイナス2.0ポイントとなり、小学校算数Aではマイナス1.3、算数Bではマイナス2.8ポイント、理科ではマイナス1.5ポイントとなっております。中学校国語Aではプラス0.5ポイント、国語Bでは差がなしとなっております。同じく中学数学Aではマイナス1.2ポイント、数学Bでマイナス1.1ポイント、理科ではプラス0.6ポイントとなっております。平取町の状況につきましては小学校では全国の平均正答率と比較して、国語A、算数Aでは相当低い、国語Bでやや低い、算数Bと理

科で低いというふうになっております。全道との比較では国語A、算数Aで相当低い、国語B、算数Bでほぼ同様下位、理科でやや低いとなっているところでございます。中学校では全国平均と比較して国語A、数学A、数学Bでほぼ同様下位、国語B、理科でやや低いとの結果になっているところでございます。全道と比較しますと、数学A、Bがほぼ同様、国語Aがほぼ同様下位、国語B、理科がやや低いという状況でございます。日高管内全体との比較におきましては中学校国語Bのほぼ同様下位を除いて小中学校とも管内と同様か上回っており、特に中学校の数学Aは高いという結果でございます。平成30年度における調査結果につきましては以上説明したとおりでございます。その年度により上がったりの波はございますけれども、今年度は全国との差が開いた状況でございます。教育委員会としましては今年度より、小学校6年生、中学校3年生の全国学力学習状況調査にあわせて、同日に小学校1年生を除いて全児童生徒に標準学力調査、CRTと言いますけれども、それを実施してございます。一人一人の児童生徒の学力を見きわめ、経年での変化や成長、また課題となる点について、分析対応していくこととしてございます。今後も引き続き、学校、家庭、地域と連携した学力向上に向けた取り組みの充実と推進を図って参りますのでご理解をお願いいたします。続きまして、2点目の平成31年度の新入学児童にかかる就学時健診等の実施について説明いたします。本年10月24日に平成31年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施しております。来年度は現在37名の児童が入学予定となっております。学校別に紫雲古津小学校6名、平取小学校16名、二風谷小学校1名、貫気別小学校7名、振内小学校7名となっております。実施しました健康診断等の内容につきましては内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発達状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施しております。教育委員会につきましてはこの健診等を通じた中で児童一人一人の様子を確認し、状況によりましては保護者と就学に当たっての相談等を行っております。今月この後開催いたします平取町教育支援委員会の協議結果等を踏まえ、児童に対し必要とする教育支援並びに環境等を整えていきたいと考えております。次に3点目でございますけれども、青少年国際交流事業、ニュージーランド、タフィウアウト校のマオリの学校でございますけれども、そこから4名の生徒をホームステイで受け入れし、平取高等学校に2か月間の短期留学をしてきた事業につきましては説明をいたします。この事業につきましては昨年平取高校の1年生の生徒2名がニュージーランドに3か月留学し、本年は平取町で受け入れをしたものでございます。事業主体は平取アイヌ協会と平取町教育委員会ということでございます。8月にホームステイ受け入れ家庭の募集を行い、6家庭が決定し、それぞれ2名ずつ25日間程度、ホームステイを順番にさせていただいたところでございます。9月21日に資料にございます4名の生徒が平取町に着きまして、10月1日から平取高校に通学を始めたところでございます。今週、12月10日月曜日に平取町を離れたところでございます。

けれども、資料写真にありますとおりその間日本の文化に触れたり、アイヌ文化を学んだり、平取高校生をはじめ、振内中学校生、平取中学校生とも交流をしてきております。特にニュージーランドの学校からアイヌ文化の学習をさせてもらいたいとの要望がありましたので、毎週二風谷アイヌ語教室に通うとともに、新ひだか町で行われましたシャクシャイン法要祭、札幌市で行われたアイヌ文化フェスティバルなどの行事にも参加をしてきております。留学生の受け入れをしてもらいました平取高校及びホームステイ家庭には感謝をするところでございます。この事業につきましては今後も継続していき、平取高校からニュージーランドに留学することができるという魅力化の一つとしていきたいと考えておりますので議員の皆さんのご理解をいただきますようよろしくお祈りするところでございます。以上、本年12月定例議会での諸般の教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名いたします。10番四戸議員を指名します。四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。今回、国の森林経営管理法の改正に伴いまして質問したいと思っております。平成30年9月6日の早朝、3時頃ですか、記憶にも新しいことですが、私たちにとって今まで経験のない大きな地震がありました。この地震による被害につきましても、私たちの想像を大きく超えていました。厚真町においては法面の崩壊等により36名の尊い命も奪われました。改めて心より深くお悔やみ申し上げたいと思っております。また住宅が崩壊しこの寒い冬を迎え、住宅等の崩壊により仮設住宅で生活されている方や、安平町、むかわ町、厚真町においての早い復興を願っている1人でもございます。この一般質問につきましては9月の定例会で質問する予定となっておりますが、平取町においても被害があり担当課も1日も早い復興で忙しく動いておりましたので、9月の質問は取り消しいたしましたが、改めてこの定例会において質問することといたしましたのでよろしくお願いいたします。この私有林の管理制度を創設された森林経営管理法が今年の5月に国会で成立いたしました。ようやく国も山の整備につきまして動き出しました。所有者が不明な山や荒れている山についての伐採や植林などができない要するに私有林について、市町村が管理できる法案です。この法案の主な対象は人工林となっております。放置すれば、土砂災害の崩れなどにつながりかねず、防災対策としても考えていかなければならないと思っております。この制度については環境保全や平取町の林業活性化への効果も期待される一方で個人の財産権にかかわるだけに、所有者の慎重な合意形成も必要であると思っております。道におきましては森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用した植林や間伐や林道の整備、山地災害の防止、木造施設の整備、林業事業体の育成などを進めてきました。今後、人工林資源が

本格的な利用期を迎えるなか、既存の制度や平成31年4月に創設される森林環境譲与税を活用した平取町の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長実現に向けて、施策の充実、強化を図ることが必要であると思います。今話しました考え方のもとで、4点ほどに分けて質問いたします。まず1点目についてでございますが、森林の整備は当然、地球の温暖化防止、林産物の多面的機能が期待されます。平取町においてもいろいろな意味で、林業の産業において、これから先に向けて少しは明るい兆しが見えてきたなと思います。町としてはあまり把握していないと思いますが、平取町でこの法案の改正に当てはまる山林の面積について、どのぐらいの面積があると把握しているかまず伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

四戸議員の質問にお答えをしたいと思います。質問の趣旨に当たります国の法改正に当てはまる面積というのは、この管理法によりますと、第1条2の目的に森林法第5条第1項に基づき立てられた、地域森林計画の対象とする森林で、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行うか、経営管理権を民間事業者を設定するなどの措置を講ずる森林という定義になっております。少しややこしい定義になっておりますけれども、つまり北海道が定めています日高地域森林計画における民有林、平取町におきましては2万1143ヘクタールであります。そのうち森林所有者が行うべき経営を所有者の委託を平取町が受け、平取町自ら、または林業事業体に委託をし、経営をするという森林というかたちになりますので、その面積というのは、今段階では所有者から経営の委託を受けておりませんので、現時点ではゼロというかたちになりますが、ただ単純にこの法改正で、その面積の対象はどうなるんだということになりますと、一般私有林でありますから、私有林の面積は民有林のうち1万7657ヘクタールであり、その中で、いわゆる森林経営計画に入っていない面積というのは、約28%くらいでありますから、4767ヘクタールというかたちになります。この4767ヘクタールを持っている方々がどのように考えるかということが、これからの町に対して森林管理権を委託するかしないかというところだと思いますが、その対象の面積は4767ヘクタールというふうに考えております。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

課長の答弁でいろいろこれから先、問題点はあるのかなというふうに感じておりますけれども、次に2点目の質問になりますが、まず先ほども申しましたけれども、平成31年度に創設される環境税の活用についてでございますが、道では基本計画及び道内13地区森林計画等に基づいた適切な森林整備や保全を推

進しています。そのためには森林所有者等による、要するに森林経営の計画作成の推進を基本とし、森林整備事業の予算や森林環境譲与税などの多様な財源の活用を促進しております。平成31年度に創設される森林環境税を活用した森林の整備や木材産業の施策の充実、林業事業体の育成など、今後これから先に向けて強化を図っていくことが必要であると思っておりますけれども、平取町では、これから先に向けて、どのような森林計画、森林の整備を考えているのか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

まず額の問題でありますけれども、平取町としては来年度からこの森林環境譲与税、今のところ1200万円程度というふうに予定をしております。最終的に交付になる3分の1が来年度から交付になりますから、最終的には3600万円程度の収入が見込めますが、当面の間は借り入れで行っていきますので、1200万円程度というふうに考えております。その使途といたしましては、国の方針が若干まだ動いておりますので微妙な状態であり、何とも言えないところもありますが、今のところ1点としては私有林の森林整備に対する助成、最近公共予算が減少しておりますので、私有林の森林整備に対する補助制度を確立をしていきたいというふうに考えております。あわせて町有林の整備事業につきましても、公共予算が減少するなか整備ができない部分がありますので、それらに充ててまいりたいと思います。3点目といたしましては、本年度から平取町で行っておりますウッドスタート、子どもたちに木に触れてもらうという事業であります。来年度から1歳児の子どもにすずらん福祉園でつくっている木製品のおもちゃのプレゼントを行って参りたいと思いますので、それらの木製品の購入などを予定をしております。なおこの制度の充実を図るため、活用方法につきましては、現在あります平取町森林整備計画推進会議、これが、平取町の森林整備を議論する場がありますから、その中で協議をし決定をして参りたいというふうに考えます。基本的には森林整備の公共予算が減少するなかでありますので、民有林における森林経営計画の実効を推し進めるような目的で、この環境税を使って参りたいというふうに考えますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

これからのことになると思うんですけども、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。3点目に入りますけれども、今まで要するに山の整備といひますか、整備についてでござひますけれども、治山事業だとか法面の整備事業により、要するに災害による山の崩壊を守ってきましたけれども、例えば道路から離れた場所や傾斜地では、前回の厚真町で起きた、土質は違ひにしても、崩壊を見てい

ますとやはり、この事業とともに今後は、要するに根がしっかり張る天然林等なども、これからの防災に役立てるそういう山の整備も必要でないかというふうに私は考えております。これは、防災についてはまちづくりのほうになるのかなと思いますけども、今回の厚真町で起きた山の崩壊等を見ていますと、やはりしっかりとした山もつくっていかなければ今後ならないんじゃないかな。山と川と海、これはつながっていることです。山は当然尊い水を育んでくれますし、川に流れていくプランクトンなんかには海で良質な魚のえさになる。そういうような過程から山の整備というのは必要かなと思っております。今回は民有林の法改正ですけども、例えば平取町において、これ町に言ってもどうにもならない話かなと思うんですけども、平成15年に起きた災害、当然国有林の奥地で土砂崩れが崩壊等がございまして、貫気別を流れている額平川ですか、額平川の水が濁りが取れるまで5、6年かかっております。やっぱり今後も当然林業にかかわる人たちは国のそういう国有林も整備も、今後は考えていってほしいと思いますけれども、町としてこのような山の防災についてどのように考えているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

おっしゃられますとおり厚真町の森林災害は甚大なものであります。同じような状況が実は平取町川向のヌタツブ林道でも起きておりまして、先日災害査定を受けて22か所査定を受け、来年度以降その復旧に当たって参りたいというふうに考えております。この川向のヌタツブ地区につきましては、実は人工林というよりも天然林、雑木の山が多いところではありますが、厚真での航空写真をテレビなんかで見えていますと、同じような状況が起きているというかたちになっております。それらを受けまして山の防災といえは治山というかたちになりますけども、治山事業というのは溪間工の治山ダム等の設置だけではなく、山腹工ですとか、植栽工や伏工などの植栽を伴う事業もあります。植栽される樹種につきましては、最近針葉樹だけではなく天然林も対象になってきておりますので、ミズナラなど天然林も使いながら山の景観を守っているところがあります。農地や道路に土砂が流出しないように事業を組み合わせながら、防災に向けてこれからも対応して参りたいというふうに考えておりますが、事業総体が国や道の事業でありますので、町で計画を道に申請をしながらそれに基づいて道が計画を作っていくというかたちになります。最近予算が思うようにつきませんので、事業が進捗状況悪いような状況でありますけども、積極的に道に訴えて参りたいなというふうに考えております。また急斜面や崩壊地につきましては、人工造林が非常に難しい状況でありますから天然更新に頼らざるを得ないような状況でもあります。なるべく山が崩れないような方向で、これからも治山事業に当たって参りたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

この災害防止についてはまだまだあるんでございますけども、これ以上追求してもこれは担当課が違ふと思っておりますので、今、課長の答弁については再度質問はしない考え方でございます。それで今まで1番から3番まで町長も副町長も聞いていたと思っておりますが、当然道内の市町村においては、林業を担当する職員、また山で働く人たち、当然今は少子高齢化の時代でございますから人手不足と言いますか、それが全道では6割以上と言われております。今後、平取町においては現在の体制でこれから先に向けて、山の整備について、私は十分にやっ  
ていけないのではないかなというふうに考えております。今年度の3月には今まで大変経験のあった課長さんも退職されて、若い人たちも一生懸命頑張っている姿はわかるんですけどもこれは特殊な事業でございますから、やはり外からでもそういう退職された方でも雇用されて、そしてこれから先に向けた平取町のそういう林業の整備について、しっかりと根をつけてやっていかなければならないのではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺、町長や副町長どのように考えているのか伺っていきたく思います。

議長

産業課長。

産業課長

最初私のほうで答えさせていただきます。まず1点目の行政の部門でありますけども、平取町役場における現在の林務担当者というのは、係長1名、係1名、準職員1名の体制で行われております。過去正職員3名体制という時代もありましたが、現在は正職員2名、現場担当の準職員1名の3名体制であります。議員おっしゃられる報道されております市町村における林務行政担当者の不足につきましては、担当者が3年ぐらいのスパンで異動しながら専門家が育たないという状況があります。つまり林務のプロパーが不足しているということだと思います。そういったところが報道で、市町村に林業を担当する職員がいないというような報道になっているのは現状であります。職員の体制につきましては人事の範囲でありますので、私のほうからこの現状のみの回答とさせていただきます。それともう1点、山で働く人が不足しているということですが、ご承知のとおり全国的にも有効求人倍率が58か月連続1倍を超えている現状でありますので、山についても同様の状況であります。その中で昨年、今年の春、沙流川森林組合では4月に平取高校から1人の新人が入社をしているというようなところであります。町内の林業事業体につきましては経営規模もそれぞれありますが、いわゆる山子の高齢化で人財確保が難しい時期があるというふうには聞いております。これからは町有林の循環型経営や、森林バイオマスの需要などへの対応がますます求められてきますがこれといった特効薬がない状態です。この4月から協力隊の募集などをしてしておりますが、なかなか応募がないような状況でありますので、最近、道内的に四国を発祥とし



た自伐事業化というのが増えてきておりますので、自伐をやりながら山で生業とするような人たちにも声をかけながら、平取町で山づくりをしないかという声掛けについては、引き続きやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

副町長。

副町長

それでは人材確保のことについて、答弁をさせていただきたいと存じます。今産業課長からも答弁ありましたけれども、森林担当者、特に役場における専門職の確保ということで、これについては私としてもぜひ必要な、専門職が必要だというような認識はございます。それで現在直接山に入る職員、まだ準職員ではありますけれども、準フォレスターという、そういった資格も取得していただきまして、いろいろ仕事に当たっていただいているというところでもございます。今後ますます、質問の中にもありましたがけれども、森林の持つ重要性、環境保全ですとか、例えば防災についてもやはり森林をうまく活用したり、治めていくことでそういったものが回避できるというようなこともございますので、全道の各市町村の例を見ますと、例えば知内町ですとか厚真町もそうなんですけれども、道職員などを招聘してプロパーとして従事していただいているというような例もございますので、ぜひそういった方向性も見据えて検討していきたいというふうに思っております。ただ当町の今、職員全体の数とか、そういったことから検討しなければならないということもありますので、その辺をうまく調整しながら進めさせていただければというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

今言ったように副町長の答弁の中で今後そういうことで検討していきたいということですので、これから考えていただけるのかなというふうに理解しておりますけれども、平取町の山といたしましても国有林もございますけれども、その中で80数%が平取町の土地は山なんですよね。そのうちの6割を国有林が占めているのかなというふうに感じております。当時、古い話になりますが、平取町が今人口減少しておりますけれども、一番栄えた時代は林業で栄えております。それで昭和30年前半ですか、1万3千人以上の人口がありました。働く場所も木工場も8か所以上あったように記憶しております。当然日東鉱山だとか八田鉱山も当時ありまして、本当に道内でも平取町が一番栄えた時代でございました。それが段々あれして、昭和40年代には7千人の人口になって、現在は今もう5千人割るか割らないかの人口になっております。どこの町村、市町村も地域もそうだと思うんですけども、やはり働く場所といたしますか、そういうなかで過去にもそういうふうに平取町が林業で栄えた時代もございました。

た。それには当分及ばないにしても、今後やっぱりこの国の法案の改正にもなって、やはりそういう林業の活性化に向けた整備というのは、一つの雇用の場所にもなっていくんじゃないかなという私の思いもございまして質問したわけでございますけども、当然、今後ともこういう山の整備に向けて頑張っているのを応援したいなというふうに思っておりますので、その辺よろしく願いまして私の質問は終わりといたします。どうもありがとうございます。

議長 今の最後については、答弁はいりませんか。

10番 四戸議員 先ほど副町長のほうからしているから、多分答弁ダブってくると思うからよろしいです。

議長 それでは四戸議員の質問は終了いたします。11番千葉議員を指名します。千葉議員。

11番 千葉議員 11番千葉です。今回は町の財政運営についてということで、しっかりと基本的な考え方を含めて将来の取り組みを伺っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。承知のとおり、町の人口減少と比例いたしまして生産年齢にあたる人口も毎年減少というかたちは避けられないというような状況に、今は、平取町はあるかなというふうに思っております。またそれに反しまして、高齢化の比率は毎年毎年増え続けていまして、第6次の総合計画に関しましても財政推計上では税収の減少も予測されております。今まで様々な事業展開をしてきたことでありますけども、近年は承知のとおり、びらとり温泉の開業、それから今現在建設中の平取町国保病院の建築着工など、町民の福祉とか医療関係の充実を推進してきましたが、今後さらに想定される各公共建築物等々も経年劣化が進みまして、新たな改修工事を必要とする多くの施設がまだ課題として残されております。教育関連でも、町立の小中学校の改修工事等も年々計画されて、順次工事を進めていかなければならない状況にもあろうかなというふうに思います。しかしながら、推計されている毎年の減少傾向にある地方交付税の推移や、将来の町財政を総合的に考えるとき、今後ますます公債費の増加や将来負担比率の増加、そして基金残高の減少等は想定範囲内にしっかりと取まっていくなという懸念を私個人としても抱いております。そこで、3つほどの質問項目を上げさせていただきましたが、まず最初に伺っておきたいと思っております。今後、先ほど言ったように大きな新規事業や改修事業等を実施するとなると公債費の増加は避けられないと思っておりますが、財政運営上の健全性維持について果たして町としてはどのように取り組んでいこうとしているのか、基本的な今後の政策や戦略についてどのような考えを持っているのか伺いたいということが1点であります。それから、財政指数の変化、あるいは数字がそれに注目していただくことが全てではあ

りませんけども、財政運営上の健全性とは数値的に一体どの範囲内までだと捉えているのか、これはやっぱり健全化判断比率の4項目、これに対してはやはり基本に置いた上でしっかりと財政運営をしていくというのが私の基本的な考え方にあるものですから、そのことについて伺っておきたいなというふうに思います。できれば、考え方についての根拠を含めた答弁を求めたいなというふうに思っております。それと、それに合わせて将来的に財政規模の縮小もやっぱり推計にあるとおり、どんどんどんどん減らしていかなくてはいけない状況にあるわけですが、それらをあわせて今後の少なくとも10年先を見越した考え方、果たしてどうなのかなという構想をまずもって伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

それではまず最初に、財政運営上の健全性と数値の関係でございませけれども、地方自治体の財政の健全性と財政破綻を未然に防ぐために、財政悪化の早期是正策などを評価する地方公共団体の財政健全化法が平成17年6月に成立をしております。ご承知のとおり北海道夕張市の財政破綻を受けて、連結決算ベースなどで4指標で自治体の財政を判断するものとなっております。特にこの法律によって、地方自治体の財政について、国保病院あるいは簡易水道会計のような特別会計も含めた連結実質赤字比率を算出することになってございます。この法律は自治体の財政状況や実質債務を把握するために、1点目には実質赤字比率、2点目には公営事業会計を含めた連結実質赤字等の標準財政規模に対する比率、3点目には実質公債比率、4点目に将来負担比率など、健全度を計る健全化判断比率の指標が設定されたところでございます。数値が指標の一定率を超えた自治体については、財政健全化計画を策定しながら財政悪化が一段と深刻化した場合については、財政再生計画の策定が義務付けられるなど、2段階で健全化を図ることとされてございます。そこで毎年、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表しなければならないということで、これが一つの目安というふうになるものでございます。今年度も、9月の町議会定例会におきまして報告をしているところでございますけれども、平成29年度の決算の実質赤字比率等4種類の健全化比率については、結論から申しましていずれも健全化基準内でございました。特に将来負担比率につきましては、これは子や孫のほうに負担がいくのではないかという心配でありますけれども、町の一般会計の借入金、あるいは将来支払うことになる可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示すものでございまして、350%が早期健全化基準値でございませけれども、平取町は14.4%と日高管内、また道内の類似団体と比較しても良好な比率となっております。また実質赤字比率あるいは連結実質赤字比率はゼロでございませ。また、実質公債比率は25%の基準値のところ、

4. 2%でございます。さらに指標とは違いますけれども、基金の残高につきましても、第5次の総合計画の最終年次におきましては3億円弱程度と推計してございましたけれども、約26億円の基金として残すことができたところでございます。しかしこの基金活用並びに起債の発行については、災害等の緊急財政支出、また今後、公共施設も老朽化していることに対する備えとして積み立てをしているものでございます。今後ともこの基金については、貴重な財源として活用することになろうかと思えます。今後の財政運営については、自主財源が乏しいなかで極めて厳しい状況が想定されますので、やはり最小の経費で最大の効果が上がる財政運営を進めていかなければならないというふうに考えております。次に2点目に財政運営の健全性の維持について、基本的な今後の施策、あるいは戦略についての考え方でありますが、一つはやはり行財政改革でございますが、これまでの取り組みにプラスして新しい視点で知恵を結集できないかというようなことで、これらについては行財政改革本部の中でも話をしているところでございますが、どうしても行財政改革と言えば組織を縮小する、あるいは財政削減というマイナスのイメージとなりますけれども、やはり、千葉議員が申されたように、やはり将来展望、5年後あるいは10年後にどんなまちづくりをするかという視点に立ちながら、行財政改革を進めることが大変重要というふうに考えてございます。そういうなかで交付税が毎年削減されるという状況の中では、やはりそれに嘆いていてもいたし方ございませんので、今後とも国等の情報をいち早くキャッチしながら補助金あるいは交付金等の特定財源を確保することも大変重要というふうになってございます。具体的な戦略としては、やはり一つは、PFI、民間資金を導入した公共施設の整備も考える、これはコスト削減にもつながるかと思えますし、また今月の5日にも新聞に鉄道の花咲線、全国から寄附を集めて3億円集まったという報道がございましたけれども、そういったクラウドファンディングの取り組み、投資ファンドを集めた取り組み、さらには3点目には交付税削減された分については、創意工夫をしながら町のPRとあわせてふるさと納税等の拡大を図ることを積極的にしていきたいというふうにも考えているところでございます。さらには4点目には、やはり住民主体のまちづくりを進めることも大事でございます。人口が減るということは自主財源である町税が減り、保育園、学校の児童生徒も減り、あるいは地元購買力も下がり、地域コミュニティも低くなるなどさまざまな影響が出てございます。そういった意味におきましては、これまでの行政サービスも維持できるかということが非常に難しくなることが想定されている。そういう状況の中で地域の課題については、地域自らの力で解決する自治力、地域力を高めながら、側面から行政が応援する住民主体のまちづくり、これもやはり地味ではございますけれども積極的に進めなければならないというふうに考えてございます。5点目には、受益と負担の適正化の関係でありますけれども、使用料、手数料等についてはおおむね3年ごとに見直しを行ってきた経過がございますけれども、最近では町民に負担をかけたくないというこ

と、あるいは景気が悪いということから見直しは行っておりませんが、近い将来は受益者負担の原則に基づきながら、公平性の観点から負担割合なども見直しすることも必要と考えてございます。さらに6点目には、既存の事業については見直しをしたいと検討をしております。例えば、住民の足を確保するために民間のバスあるいはデマンドのバス、スクールバス、病院バス、福祉バスなどに年間約1億1千万円程、かかっていますが、それぞれの各課で対応しておりますが、これらも住民の足の確保については各課というよりは、横断的に一元管理を含めて経費の削減をしながら、最小の経費で最大の効果があげられないかというふうにも考えてございます。最後に平取町は平成元年に健康宣言のまちづくりをしてございますけれども、やはり最近では医療費、あるいは介護保険料も年々増嵩しておりますことから、いつも考えておりますのは根本的な町民の健康増進対策を積極的に講ずることが重要というふうに認識をしております。現在進めている各地区で開催しているサロンの開催をはじめ、現在進めておりますトマトの里づくり構想にも、その効果に期待をしているところでございます。以上、縷々申し上げましたけれども1回目の答弁をさせていただきます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

やっぱり首長としての考え方、基本的な考え方、前にもさまざまな場面で説明を聞いてきた経緯があるわけですが、今、町長が言ったようなことはしっかりと、これからも取り組んで欲しいというふうに思っております。ただ限られた財源、それから今言ったように税収が減ってくる、これはもういた仕方ないことではあるんですけども、特に先ほども四戸議員言っていました人口の推計を見ましたら、やはり1950年代から1970年代までは1万人の人口がいたわけですよ。ところが今お話出ていたとおり、5千人を切ってくるようなかたちになってくるとなると、やはりそれに見合った財政規模というのが私は今後ますます求められていくのかなというふうに思っております。特に行財政改革の資料としていただいております資料をじっくり見て、これはあくまでもまだ推計で、ちょっと雲をつかむようなところではっきりしない不透明な部分もあるんですけども、やはり心配しておりますのは様々な自治体の資料、私もネットを通して見たり、あるいは訪ねた自治体の職員の方とお話できる機会があったわけなんですけども、今の平取町の産業形態とか総人口、それから高齢化に向かっている状況とか、色んなことを考えて財政規模がその自治体によって何がベストか、どういう数字がベストかということになってくるわけなんですけども、私は端的に申し上げて、今の60億円ぐらいの一般会計の財政規模は、やはりどんどんどんどん階段形式に下げていかざるを得ない、そういう感覚を実はとる必要があるというふうに思っております。これを見ましたら平成30、まあ平成は来年で終わってしまいますけども、平成37年ということで2025年で

すか、西暦で言うと、2025年。このあたりで見ましても、とりあえずは歳出の合計が55億円台、いわゆるその55億円をまだ依然として保っていかななくてはいけないのかな。新たな事業展開もあるから、これもうしょうがないのかなというふうには思っていますけども、私の感覚でいきましたらやっぱり事業規模、財政規模というんですか、でいきますとやはり50億円未満に持ってくる必要が私はあるのかなと。それぐらいやっぱりこう危機的な状況も想定しながら、予算編成をしていかななくてはならない状況になるのかなというふうに思っていますけども、それともう一つは普通交付税であります。交付税の場合もこれもまだ不透明で、2025年に果たしてどうなっていることやらって、わからない部分というか不透明な部分が多過ぎるんですけども、これだって推計上では一応2025年、平成37年度ベースで考えていくと23億円ぐらいは何とか確保できるだろうという推計でありますけども、これがやっぱり不透明でまだわからないですよ。国自体の考え方もおおよそ、単年度、単年度でころころ変わっていく部分もありますから。そうなってくると私は最終的に懸念しているのが基金の残高であります。いろんな事業を進めていくことについては当然のことながら、一般家庭でいう預貯金を崩しながらそれを新たな事業に充てていく。これが一応5億5千万円ほど残ってくるよというのが2025年の推計資料でありますけども、これだって果たしてどうなのかなというふうに心配をしておりますけども、どうなんでしょうね。これから先、2025年、平成37年度的に出ている数字のものというのは、本当にこのようなかたちでいくのかなというのが一つの、やっぱり一議員としての疑問であります。どうなんでしょう。先ほどちょっと数字的なこと言いましたけども、やはり財政指数の部分で申し上げましたら、町長の説明にあったとおり、実質赤字比率と連結実質赤字比率、これが数字として現れてきたときは、私はイエローランプがついているのかなというふうに捉えてですね、私個人としては。実質公債費比率それから将来負担比率、これは一応早期健全化基準以内におさまって安定的な数字として残っていく部分というのは、まだ何ていうのかな、いろんな事業予算を組み立てていく上では支障がないのかなというふうに思っていますけども、一つの基準としてどうなんでしょう。早期健全化基準である数字以内におさまっていくようなかたちが、平取町にとって健全な財政運営と考えているのか。難しい面もあると思うんですけども、その辺の基本的な考え方はどうお示しになるのか、その考え方を伺いたいなというふうに思っていますけどご答弁のほどよろしくお願いします。

議長

町長。

町長

前段申し上げましたように健全化比率の関係については、今のところ、平取町は良好な比率と申し上げましたけれども、このことについては、決してこれに甘んじているわけではなくて、小泉内閣の三位一体改革で交付税も大幅に削減

され、さらにはそれで町政運営できなければ平成の大合併が迫られておりまして、その当時、基金がなくなっても平取町を残してほしいという町民の声を大切にしながら、乾いたタオルをさらに絞り込みながら、行財政改革を断行しながら、議会、そして町民の皆さんと一緒に進めてきて今日に至ってございます。これらの貴重な経験を契機にしながら、やはり指数の範囲内だからいいということでは決して思っておりませんし、しかしながら萎縮してはまちづくりは展開できないということで、貴重な経験を契機にしながら、慎重ながらも積極的に平取町らしいまちづくりをしながら、本当に町民の皆さんが誇りに思えるまちづくりを目指していきたいというふうに考えているところでございます。また財政規模については総じて申し上げますと、やはり身の丈に合った財政規模というのは十分心得ているところでございますので、やはり50億円規模が妥当な数字ではないかなというふうに思っているところでございます。とりあえず、以上申し上げておきたいと思っております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

この数字の捉え方は私もいろいろ調べたり、調査したりしているなかで非常に難しい判断、各市町村にあった考え方、それから事業展開の中身、特に平取町の場合はアイヌ文化の推進とか二風谷の再生整備とかさまざまな事業展開、他の自治体とはちょっと違う展開を独自に取り組んでいるところもありますから、これはやっぱり息絶えてはいけないし、町民に対して、きっちりと平取町の再生に対しては残していく、将来につなげるものだというふうにして、これはもう財政支出を必要な部分として私も捉えております。そこで次の段階の質問にちょっと移っていきながら関連した質問になると思うんですけども、今現在、町長の肝いりでやられているさまざまな補助事業たくさんありますよね。例えば、すこやか赤ちゃんの誕生祝金もそうですし、それから、アパート建設の補助事業ですね、これによって随分若い世代の人たちが新しいアパートに入居できるという事業展開、それから地元の建設業に対しても一定の仕事の割合が増えてきたという非常に良い面もある。それから、一般町民の人たちは住宅改修の資金の補助もそうです。これも進めてきたなかで、非常に助かっている、非常にありがたいという意見も多い。このことはもう私も否めないなというふうに思っておりますけども、これら多くの補助事業、地域商品券もそうですね、そのことに対しても商工会とおして一定の補助をやっている。それから、今年の冬みたく灯油の非常に値段が高いときに対する高齢者世帯の灯油補助、これも非常にありがたいなというふうに思っている町民がたくさんいると思っておりますけども、いわゆるこういった多くの補助事業、町民に対して還元できるその補助事業の継続ということに対して、単年度、単年度で、事業評価もやっぱり当然やっていきながら進めていることだというふうに理解しておりますけども、果たして財政上今後この全ての事業が活かされて予算計上してやっていく

ことができるのかなという実は心配もしております。このようなことで非常に仕分けするというのは難しい面が僕は正直あると思うんです、町長にしろ、各担当の所管の課長にしろ。いややっぱこれは残したいという意見もあったり、難しいと思うんですけども、事業評価を踏まえて大変難しい判断もあると思いますけども、理事者として将来的な、この補助事業に対しての取り組みや考え方はどうもっていこうとしているのか、その一端をご答弁いただけたらありがたいと思いますけどもよろしくお願いします。

議長

町長。

町長

それではお答えいたします。各種補助事業の関係でございますけれども、現在実施しております町民を対象とした各種補助事業につきましては、各担当課において、さまざまな分野において実施をしておりますが、事業効果の検証、それと現在外部評価ということで意見を踏まえながら随時見直しをしていくことは必要だというふうに考えてございます。施策的にその目的が達成したと思われる補助事業については、今後、縮小あるいは廃止等も検討していきたいというふうに思っておりますが、今後も継続して補助していかなければならない事業、あるいは新たに補助する必要がある事業、あるいは有効な事業も出てくると思いますので、それらの事業効果、あるいは政策目標の達成度合を勘案しながら、将来の財政状況も考慮しながら、検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

まさに町長の答弁そのものだというふうに思っていますけども、私が質問に立っていることは、実はすべて縮小とか削減とか減らせ失くせということではないんですよね。これはもうちょっと勘違いしないでいただきたいんですけども、ただ項目をあげて調べて私も調査したところ、相当な事業項目があがってきていまして、それが全て単年度の予算に見合ったかたちで展開できるのかといったら、私は将来はそういうふうにはならないと思っていまして、やはり項目を絞っていく作業というのは、私は必要になるかなというふうに思っています。何故かという、やっぱり将来的にこの指数、財政推計を見ますと相当厳しく、その辺はやっていかないと町の財政としてやっぱりもたないのではないかなという心配をしております。それで今町長言ったように、事業評価とかもう一定の役割を終えた事業、それから逆に、新規にこれはもう改めてやらなくてはいけない補助事業というものも、また改めて生まれてくるのもこれも事実だと思いますけども、私やっぱり項目を減らしていくなかで、絞り切ったもので、例えば、例えばの話ですよ、国会のほうでも保育料のことでさまざま意見が出ていますけども、完全に平取町の場合は3歳未満児も含めて保育料無料にするよ、



そのかわりこれとこれはやめますよというぐらいのメリハリをつけた予算編成というのは、私は求められるのかなというふうに思っていますし、それから高齢者の福祉事業に対しても当然のことながら今、振内にもこころのホームとか、高齢者の支援ハウスとかできて、民間の人たちも非常に頑張ってはくれていると思うんですけども、それに対して特に平取福社会の事業展開も含めて、やはりこれから将来的に町もある程度の財政出動が必要になってくるのかなという状況にあるものですから、これもやっぱり、絞ったかたちのなかで、どういった高齢者に対する福祉施策が必要で、どれだけのお金が必要なのかということを考えていくときにやはり絞っていく必要がある。そのかわり、特化したものに対してはもっと財政出動する必要もあるかもしれません。そういったメリハリをやっぱりつけていく必要があると思うんですけども、極端に言うとやめるものは、非常に難しい判断も先ほど言ったようにあろうかなと思いますけど、やめるものはやめる。そのかわり残してこれはもう有効だよという判断をしたものについては、逆にもう少し踏み込んだ財政支出をしていく。そういう考え方を持って取り組んでいく考えがないのか改めて伺います。

議長

町長。

町長

平取町の行財政改革については、平成29年度から第5次の平取町の行財政改革大綱を策定しながら、向こう5か年計画、33年まででありますけれども、そういうかたちで推進をしてございます。そういうなかで地方交付税への依存度が高い平取町としては、これまでの事業構想、あるいは計画、事業内容等を見直すとともに、住民にとって本当に真に必要な事業への再配分と、民間等の活用による効率化を進めて参りたいというふうに考えております。やはり時代がどんどん変わって参りますので、ニーズもそれに応じて変わりますので、やはりいつまでも既存事業にこだわるということは、やはり財源が少ないなかでは考えなければならないということで、限られた財源でございまして、町民のニーズを反映しながら、時代に即応した財政運営をするためにはこれまでの取り組み方で良いのか、今一度、立止まりながらスクラップアンドビルドで見直しをして参りたいというふうに考えているところでございます。またやはりこれからの平取町のまちづくりの展望でございましてけれども、やはり地域経済に大きく貢献しております基幹産業の農業の振興を中心に据えながら、平取町の地域資源であるこの食と、そして世界に誇れるアイヌ文化という文化、これを軸にした平取町らしいまちづくりを進めながら、都市からの交流人口の拡大を図りながら、さらには農林産物の付加価値を付けながら、産業の振興を図って新たな雇用の場を創造していくことが進むべき方向というふうに考えておりますので、千葉議員のご意見も十分、踏まえながら、取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

今の町長の答弁聞いて本当に大変な作業をこれからしていかななくては行けない、予算編成についてはもう毎年毎年、各担当課も苦労しながら組み立てていくというそういった時代でありますので、本当、時代に見合った予算編成とか、補助事業については、もうしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。最後の質問に一応項目としてあげております二風谷地区の再整備事業に関連することですけれども、国道を走って二風谷を通ると地方の私の知り合いの方から、二風谷は随分生まれ変わろうとしているんだねという意見を聞いたり、あるいは再整備、こういう事業でイオル再生含めて再整備をしているんだよということで、いろんな話をする機会も私自身ありますけれども、今現在、博物館、これは町立でございます博物館。それから萱野茂さんの資料館ですね。それから新設されました共同作業場、それからその他に沙流川の歴史館もダムとの関係で運営していますけれども、びらとり温泉のゆからも新しくなって、いわゆる二風谷地区一帯としてはやっぱり平取町の顔なんですね、他町の人から見たら。あるいは道内外から来る人から見たら、やはり平取町は二風谷のあの地区が交流人口の拠点であり、観光の拠点であり、いろんな情報発信の拠点である。それに加えてアイヌ文化の推進を進めているとても大切な地域であるというふうに私は捉えていますけれども、どうなのでしょう、再整備で一定の財政支出、補助事業が採択されても、町としては相当やっぱり今までお金をかけてきた経緯がありますけれども、再整備されて条件が整って、さあどうぞと試してみたとところで、改めていわゆる観光に来る人、あるいは温泉、単純に言うと温泉に入りに来る方、あるいはもっと深めていくとアイヌ文化を知りたくて訪れる方、いろんな要素があると思うんですけども、これは私の判断では、やはりできた後にどのように二風谷地区を生かしていくのか、もっていかうとしているのか、これはちょっと私にはまだ見えてきておりません。そんななかで、一自治体で認められている道の駅事業、これはやっぱり全く考える要素がないのかなという意見も実は町民の方から多く聞かれておりますけれども、どうなのでしょう。道の駅が私は全てではないと思いますけれども、他に代わる事業展開の方法で二風谷を活性化させる、それによって平取町全体を活性化させるという考え方に対して、何かこの二風谷再整備がある程度の事業が完了したときに考えている構想というのをもう一度再確認したいんですけども、考え方がありましたらまずもって伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

まず、二風谷の道の駅構想の関係でございますけれども、現段階ではこの道の駅の構想については考えておりません。将来的に交流人口の拡大、あるいは町の観光案内所、特産販売の拠点として整備が必要とそういう可能性もございま

す。道の駅整備が必要とされる場合については、どのようなコンセプトで人を呼び込むか、また採算性の確保などが重要になってくると思いますので、その内容を十分協議しながら、全町的な観点から検討して参りたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

冒頭に申し上げたとおり、その道の駅を展開することが全てではないと申し上げたとおり、そのとおりだと思うんですね。私も道の駅、相当あちこち行って調べてみたんですよ。それとネット上でも道の駅のホームページ、いろいろ情報提供してくれるところあるものですから調べてみたんですけども、道の駅もうまくいっているところと、端的に言って全く失敗作だよというところと分かれていますね、はっきり。ですから踏み込めない部分というのもしっかりと私自身もあるんですね。ただ成功している例をちょっとこう掲げて調べてみましたけども、一つはやっぱり官民、要するに自治体の取り組みと民間の事業者がうまくかみ合っていてやっているところ、事業展開している道の駅というのはそれなりに活気があって人が集まってくる。車の台数も相当多く集まって、季節によっていろんな展開の方法も変えているというそう言った道の駅、もっと端的に言うと、あそこに行けばおいしいものが手に入るよ、あるいはあそこに行けばおいしいレストランがあるんだよ、地元の食材生かされている部分があるんだよ、景色も楽しめるよ。そういった要素が二つ三つ加わってこないとうまくいってないんですね。単なる情報発信と24時間トイレの基本的な目的というだけでは、それらはなかなか達成できない。いわゆる成功例とは言えない道の駅がたくさんあります。なぜ私今回、二風谷地区の再整備に道の駅の考えが全くないのかなということ質問したかっていうのは、道の駅も一つのやり方、手法だと思っていて、二風谷の地域というのはいわゆる平取町で考えたらちょうど中間、平取町の町の中で中間地点になる位置。それからびらとり温泉のゆからも、承知のとおりオープンして、結構好評を得てそれなりのお客さんがいまだに来て、特に宿泊に関しては本当にたくさんの方が予想以上に訪れて泊まっていたということがあります。それとやっぱり博物館とか、沙流川歴史館、萱野茂さんの資料館もそうですけども、やはり、運営の基盤はたくさんの人に来ていただいて入館料をやっぱり上げていくことを展開しないと、今回の質問の中では、自主財源の確保と、ちょっと大きくうたってしまっているんですけども、端的に言うともうそういった施設を賄っていきただけの集客をやっぱり見込んでいかないと、将来的に大変な状況になってくるのかな。町立博物館をやっぱり抱えていくということがいかに大変かというのは、他の自治体でも例がたくさんあるんですよ。ですから、民間に委託して町はもう降りたよというところもありますし、あるいはもっと極端に言うと、もう廃業にして、いわゆる博物館的なもの、歴史館的なものは維持していられない

よという自治体もたくさんあるんですよね。そうならないためにも、やはり一つの構想として道の駅あたりは真剣に考えて、成功例をもって取り組んで行く必要があるのかなというふうに思っています。農協のほうの直売所あたりなんかよく町内外から来ている私のお友達とか知り合いの話を聞くと、直売所あたりだって二風谷にあったっておかしくないんじゃないの、いわゆる地元の食材を提供できる、新鮮な野菜を提供できるというのは本当に荷葉のあその場所で大丈夫なのって、これは農協の考え方ももちろんあるわけですけども、そういった基本的に素朴な疑問を持っている方の意見も私は非常に大切だなというふうに思っていますけども、一つの方法論として真剣にやっぱり探って、失敗例に類似ない、いわゆる成功例の部分というのを真剣に調査研究していく必要があれば、私は二風谷も、二風谷地区の国道に面したあの場所は、いろんな情報発信基地の拠点となり得るし、平取町の食材も含めて、それからアイヌ文化の推進、展開、イオル構想も含めて、町が抱えている一つのやっぱり集大成の施設だなというふうに、やっていくことは可能でないのかなというふうに思っていますけども、どうでしょうか、今後やっぱり真剣に踏み込んで、一例ではありますけども、道の駅に対する考え方、調べていく考え方がないのかももう一度お尋ねしたいと思います。

議長

町長。

町長

道の駅構想ということで、これについては、私もやはり必要だというふうに考えておりますし、特にトマトの直売所もありますけれども町外の人に言わせますと、トマト、北海道一といってもどこに行っても買った方がいいということで、非常にそういった声も聞いて十分承知はしてございますけれども、なかなか限られた財源のなかで早急にとということにはならないので、これから年次計画の中で十分、千葉議員の申されたことについては検討して参りたいというふうに思っているところでございます。特にアイヌ文化の関係については、これまで重要施策の一環ということで取り組んできてございますけれども、あその整備も着々と進み、これをいかに有効に、いろんな人たちが来て、賑わいのなかで取り組むことが非常に大事だということで、これらについては整備をしてゴールということではなく、これからスタートというふうに我々は職員のみみんなに話をしているところでございまして、これは地域とも協議をしながら、十分活用できるようなかたち、また相乗効果が上がるようなかたちで取り組んで参りたいというふうに考えております。特に前段申し上げましたように、やはり平取町はないものを求めるのではなく、あるものを有効に活用するという意味では、やはり基幹産業、気候的にも非常に良い土地柄ということで、びらとり牛、びらとりトマトもそうですが、本当においしい食べ物が新鮮なものがたくさんとれるということで、この食をしっかりと推進するということと、やはりアイヌ文化については自然を大切にす文化ということで、この文化を大事に

するということは町の発展にもつながるというふうに考えておりますので、今後とも、食と文化をコンセプトにしたまちづくりをしっかりと進めながら、それからそういう軸をきちんとしたなかでそれに枝葉が付いて、いろんな展開ができるというふうに確信をしておりますので、そういった取り組みを進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

本当に町長の答弁そのものだなというふうに思っていますので、どうかお願ひしたいなと思ひます。それとなぜ今回、財政運営についての質問に踏み切ったかということをもう一度振り返りますと、やはり一つは今の若い世代にあまり負の部分を残したくないという考えが一つあります、自分の中に。それと最後に言った事業展開の一例でありますけども、二風谷の再整備に関しては実は国の予算が相当今まで入ってきて、そしてその中で足りない分を町が補助してというかたちなんですけども、回り回っていけば補助事業で、町は痛くも痒くもあまりないんだよと言ってみたところでも、回り回った税金を集めて事業展開してくれる予算を国が付けてくれた部分ですから、その辺はやっぱり成功例としてもっていかないと大変なことになるなという、そういった私危機感ありますので、少なくとも先ほど博物館とかさまざまな公共の建物の維持のこと言いましたけども、これぐらいは頑張っって何とか自主財源を確保して、これからも継続的に展開していくというような方法を、ぜひみんなで苦悩しながらも見つけていきたいなというふうに思っているわけですから、今後ともどうかご理解をしていただき、慎重に予算編成をしていただいて将来につなげていただきたいなというふうに思っております。このことに対しては答弁求めません。町長も、あるいは担当課長の皆さんも、大変な作業はこれからも強いられると思ひますけども、どうかよろしくしたいなということで質問を終わります。

議長

以上で千葉議員の質問を終了いたします。休憩します。再開は11時15分といたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時14分)

議長

それでは、皆さんおそろいのようなので、再開したいと思います。5番井澤議員を指名します。井澤議員。

5番  
井澤議員

5番井澤です。今回、定例議会にあったって3問の質問をしておりますので、順次質問をさせていただきたいと思ひます。まず1番目に、職員のメンタルヘルスに関する調査結果の分析と各種ハラスメントへの対応は進んでいるかとい

うことで、そのようなことのなかでありますけれどもメンタルヘルスという語句で使っておりましたけれども、正確には職員の職場におけるストレスチェックということで、11月までに各年度1回行われるということが3年前から法律で決められて、50人以上の職場ということになっておりますけれども、今回で3度目3年目になりますけれども、その中について、回答率、また高ストレスの回答をした職員の人数、割合等についての数字を教えてくださいたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたしたいと思います。ストレスチェックの対象者数であります。平成30年、今年度実施したものであります。対象者数が263人、回答者数が95人、回答率36.1%、その中での高ストレス者と見られる人の数11人、回答者数に占める高ストレス者の割合が11.6%、高ストレス者のうち、産業医との面談を希望した職員の数0人、総合健康リスクと申しまして全国平均のストレスの度合いを100とした場合の平取町における指数、これが今年度は91でありました。本年度の結果については以上であります。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

3年間での回答率につきましては、一昨年が50.7%、昨年が39.6%、そして本年は36.1%と、順次下がっている状況がありますけれども、このことについてはどのように考えておられますか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。このストレスチェックにつきましては57項目の質問票に対して職員が該当するものに丸をつけて回答する簡易な調査でありまして、厚生労働省の指導により制度上、回答を強制しないなかでの自由意思による回答を求めるものであります。職員は回答しない事由を有するということであります。内申の告白はこれを強制されないという原則に基づくもので、回答を強制されたなかでは必ずしも自由な意思によるありのままの状況が申告されないおそれがあるためであります。分析といたしましてはご案内のとおり、回答者は昨年より減少傾向にあります。高ストレス者につきましては若干増えておりますが、昨年度と同様にいずれも産業医との面談を求めるまでは至ってない範疇の範囲内でありまして、全国平均のストレスを100とした場合の平取町が91.7ということで全国平均1割弱下回っていることから、今回の回答結果から大きな問題が生じているとは考えてございません。議員ご指摘の回答率が下がっているという部分につきましては、職員の衛生委員会等でも協議をしながら

らできるだけ多くの職員に回答していただくように、今後も努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

ご回答ありましたように職員衛生委員会のところで、その回答率についてできるだけ多くの職員の方の回答を求めるような話し合いをしていくということがありましたので、私としてはこの回答率、一昨年50%ぐらいの回答があったときに、やっぱりデータの信頼率が上がっていくのではないかなど。あるいは3年目で一番回答率が減ったんですけども、これは何かマンネリ化しているということがあるので、この回答率というのは大切な要素だと思うので、町理事者等については、職員対応、労働組合対応のなかで、やっぱり私としては50%ぐらいの回答率があるほうが適正でないかなどというふうに考えておりますが、一方その回答の中で高ストレス率ということで、一昨年が11.0%15名、昨年が7.6%8名、そして本年が11.6%11名ということで、一昨年の結果について私もこの定例議会でこのことについて質問に立たせていただいて、昨年この12月定例議会で質問したわけですけども、昨年11.0から7.6へと高ストレスの割合が減ってよかったなと思っていたんですけども、今回のところのなかでは11.6%と、一昨年より0.6%ですが少し戻ったと言うか高まる傾向にあると思いますので、その辺のことについての、産業医の相談の申し出はこの3年間ともなかったということですが、この辺の一昨年の11%を超える数字に戻ったことについてはどのようにお考えですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。一昨年、28年度15人、29年度8人、30年度11人、ある程度その年の変遷によってやっぱり若干の上がり下がり、波というはあろうかと、100人前後の職員が答えておりますので、そのところは今、井澤議員おっしゃったように、最終的にその医師、産業医との面談を希望した人がいないというなかで私どもとしては、これをもって大きな問題が生じているというふうには認識をしてないというところでございます。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

私としては、一昨年そして本年の11%を超える割合は私としては大変大きな数字でないかというふうに考えていますが、実際に職員の業務の中で順調な仕事、そしてまた職員の上司が、この辺の無記名ですからこれに回答したのが誰かということとはわからないわけですけども、間違いなくその回答者の割合の中で11%を超える数字があるということを上司、管理職は十分に認識してい

なければいけないような高い数字じゃないかと思いますが、その中で、現在、職員の中で心身疾患等で休職している職員とか、そういうことで疾患等で休暇が続いているとか、そういう職員の割合とか人数についてお答えいただければと思います。

議長 個人情報の部分に入り込むと答弁はできないかなと思います。その以外で答えられる部分というのは何かありますか。総務課長。

総務課長 今現在でメンタルを理由とする休職、休暇につきましては、現在、職員の数3名おります。これにつきましては各市町村において、職場における全体職員数、私どもの規模の職員がいる町もあるいは札幌市等の大きな街も、あるいはもっと小さい町もいろいろと調べていますと、だいたい現状では2%程度というふうなのが平均になっております。当然のことながらゼロが望ましいのでありますが、現在は当町としてもこの平均値の範囲内に入っているという認識は持っております。ただそれは当然ゼロが望ましいというふうに考えております。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 具体的に平均値の中であるということですので、平均値を尊重すればそれほどその3名の休職がいるということについては、特段の問題とは捉えられないというような回答でしたけども、先に戻ってストレスチェックの結果、11%を超える1割を超えるこの回答があったということは、具体的に休職しているとか、メンタル面での疾患で病院にかかっているとか、そういうことの数字でいくともっと大きな人数になっていくんじゃないかと思いますが、この辺のところについては、11%を超えて、去年はちょっと低かったけども全国平均値とかそういうところではあるけれども、間違いなくこの回答している11%という数字は、私はこの休職につながる予備軍になる可能性もあると思いますけども、その辺のことに對してどのように、平均値でよろしいと思うのか、平取町の職員で現実に3名の職員がおられるということについて重く考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。おっしゃるとおり、11%というのは決して低い数字ではないというふうに考えております。このストレスチェックにつきましては、ストレスの度合いを図るために国が定めた一つの簡易的な方法でありまして、職場のメンタルの対策にかかる対象者の把握につきましてはこればかりではなくて、より実態に即した方法、具体的に申し上げると平成29年8月に作成して、去年の議会でも井澤議員から質問いただきました心の健康問題により休業



する職員の職場復帰支援等の手引に記載のとおり、周りの上司や同僚が当該職員が発する職場での不調のサインを見逃さないということが大変重要であるというふうに認識しており、今後とも、このことに留意をいたしながら、できるだけ対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

今課長の答えにありました昨年できたメンタル面での休職された方々の復職手順を作成したのはかなり先行しているというか、珍しいようなことだと思いますけど、そういう意味では、職員を大事に考えている町理事者、管理職の方々のやっぱりそういうお考えがあって、このような手引ができたのではないかと思いますして、そのことについては大変評価しておりますけども、それにのっとなって、現在休職しておられる3名の方について、この手引があって色んな緩和措置もしながら復職することを役場、町は望んでいるんだということが周知されるように運用していただきたいなと思うところです。役場がこのように法律に基づいてストレスチェックを行って、町の行政の進行に支障がないように進めていくということは、町内の各事業所に進んでいくことだと思いますけれども、そういう意味ではストレスチェック、50人以上の企業ですから、平取町の場合は、私は思うと農協ぐらいかな、学校を除けば農協ぐらいかなと思ったりもしますが、そういうのが役場でこうやって取り組んでいることが、町に広がっていく意味では、復職の手順等を定めたことは大変大きく評価すべきことかなと思っています。それで続きまして今年にストレスチェック等のことの2年間の経過を受けて、外部の講師をお呼びしてお願いをして、講習会や研修会が行われまして、職務上の都合があって町長部局で38名の出席があって研修を受けたという中で、研修の中で結局ストレスチェック、ストレスとは何かということ、ストレスをどのようなものと知ること、そしてメンタルヘルスとはどういうことかということからストレスのコントロールをどうするかということが研修目的、カリキュラムの目標としてあったわけですが、このストレス研修、外部講師ですから当然予算もかけてやったわけですが、このことに対する職員からの評価とか、実施した理事者等の評価、感想等がお伺いできればと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。8月の下旬近くに開催したのでありますが、私ちょっと個人的な事情によりまして出席できなかったのでありますが、担当の職員に聞きますと比較的多くの職員が出席をして有意義な研修であったというふうに聞いております。今後とも機会と予算がありましたら、このようなことをしていきたいというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

そういう意味でストレスにつながるメンタルヘルスにかかるところで、職員個々の気質とか資質ということがあるわけですが、どのようなそういう資質、気質を持っていても、私ども役場で働いていただくことに問題があるわけではありませぬので、そういうことを知った上で管理職は、適正な業務を指示しそれを評価するということになっていると思いますけれども、そういうなかでストレスの元になるなかに、パワーハラスメントとかセクシャルハラスメント、こういうものがストレスの大きな原因になっているということが報道されていますけれども、今年のメンタルヘルスの検証をやったように、パワーハラスメントとかセクシャルハラスメントについて、次年度以降、研修を行っていくような計画についてはどのようになっていますでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。このご質問の関係につきましては、本年8月に人事院が国に対して行った公務員人事管理に関する報告というものの中で、管理職に対する研修を実施するという勧告がありました。これによりまして町といたしましても、専門の講師を役場に招く、先ほど議員おっしゃった同じようなかたちで、管理職を中心に、可能であれば多くの職員が参加できる職員研修会を平成31年度に開催する方向で既に来年度の予算措置等の検討を行っております。その研修で培ったものを今後に生かすことで、有効な対策を進めて参りたいと考えております。以上です。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

法に基づくということで、管理職、法のもとでは研修が義務付けられてくるということですが、それにあわせて一般職員についてもできるだけそういう研修の機会に参加して貰うようなことで考えていくということでありましたので、評価したいと思いますが、世間、報道の中では、テレビ、新聞等を通じて、農水事務次官のパワハラ、セクハラなどのこと含めて、ありとあらゆるところでそういうパワハラ、セクハラが公務員関係ばかりでなく民間でも多く報道されていて、それを訴えることができる環境が日本の国の中にできたんだと思いますけれども、そのようななかで私どもの町の中で、私が今質問しているのは平取町職員のことに特化して今質問していますけれども、どこでも起こりうる、役場職員の職場環境の中にもそれは否定できない。ではそのために色々な対応をしていくということでありましたけれども、これがパワハラ、セクハラというハラスメントの他にもいろんなハラスメントありますけれども、私が今質問するパワハラ、セクハラというのは、要するに人権無視であるという個々の職場環境

の中で、個々の職員が人権が尊重されるべきだということについて、やはり職員全員が自覚して、特に管理職はそのことに留意すべきだと思いますが、その人権ということをととても大事だということについて、この研修等の中にどのように盛り込んでいくか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ご質問のパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの関係につきましては、これらは受ける側の個人がどう感じるか、どう思うかという感性や認識の違いによって程度の差が生じるとされております。それらに関するしっかりとした客観的なガイドラインは現状において完全に確立され示されているとは言えないと思いますが、今議員おっしゃった人権ということ踏まえながら今後、検討していく中で、専門の講師の先生を招くなかで研修を聞きながら、今後活かしていくということで進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

適切な対応をしていただくというご回答いただきましたので、今、この先ほどに戻りますけども、ストレスチェックで11%の高いストレスの回答した職員の方々がそれぞれ何とか職場環境の中で、自分をコントロールしながら勤めていただいているというそのことなかで、それがどこかで破綻する、パンクしてしまったときに明日から休ませて下さいなんていうことが出てくる可能性がありますので、起こり得るということを前提に、そして十分な対応をしていただいたなかで職員が順調に勤務していただくことが何よりも大切なことで、職員がもう、要するにそれぞれの職責のなかでタイトというんですか、英語で言えば、きつい状況のなかでいくからそのなかから、今3人の職員が欠けているという状況は、やっぱりある意味では危機的な状況ではないかと思えますし、その原因の中にセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等があった時には今インターネットの時代ですので、すぐに何かそういうことがいわゆるアップされて炎上してしまうというような、そんなこともあって、農林水産事務次官のことについても非常にインターネット上で批判されたというか、強い対応を求められたというようなこともあったりしますので、十分にその辺のこと、特に役場管理職においては認識の上に業務をしていただきたいと思います。それでは次の質問に移らせていただきます。2番目の質問につきましては、会計年度任用職員制度の取り組みはということでもありますけれども、これは法的に2020年4月から、法的に非正規公務員の職員の任用あるいは手当のことについて実施しなければいけない法律なわけですけども、会計年度任用職員ということの定義そして採用方法とか、手当とその辺について、法に基づいて平取

町としても条例化が必要だということになると思いますが、その進捗状況についてはいかがでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。地方公務員法の改正に伴いまして、平成で数えますと32年度、西暦2020年度から新たに会計年度任用職員の制度を創設するもので、現在のような準職員、嘱託職員、臨時職員という名前の定数外職員ではなく、会計年度任用職員として法的に位置付けられたなかで、手当、福利厚生 of 改善や服務規律の整備を図ることとなるものであります。定義については以上であります。これにつきましては国から示されたマニュアル等に基づきまして、内部協議を重ね、対象職員への説明や議会にもご説明した上で、来年平成31年の9月の定例議会に条例を提案する方向で現在準備をいたしております。以上です。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

来年9月の条例を目指しているということですが、これまでの長年やってきた非常勤職員の準職員、嘱託職員、また臨時職員、臨職にも、フルタイムのものとパートタイムのがあると思いますが、その辺のことで何かこの法律の定例化のなかで、特に困難なものというものはありますでしょうか。

総務課長

困難なものとも言いますと、ちょっとその内容としてはどのようなことでしょうか。

5番

井澤議員

3番目の質問にかかわってきますけども、そういう改善した場合の財政支出の困難性だとかそういうことを含めてですが、あわせて2番目の今の準職員、嘱託職員、フルタイム臨時職員等の期末手当等、諸手当の支給状況とそれから退職金の規定、その辺の状況についてはあわせてどうなっているか、財政にもかかわってお知らせいただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

それではご説明を申し上げます。会計年度任用職員の任用条件を申し上げます。4月から3月の会計年度内の任用でありまして、任期は1会計年度となります。ただ町が認めた場合、勤務成績が良好な場合は、再度の任用が有りうるとされているものであります。採用方法につきましては書類選考や面接による選考といたしております。手当等につきましては正職員と同様の期末手当、具体的には月額給料の2.6か月分ではありますが、これを支給するとされております。

ただし正職員に支給される勤勉手当、これは月額給料の1.85か月分ですが、これについては支給の対象にはならないものであります。福利厚生につきましては、正職員と同じ北海道市町村職員共済組合並びに北海道市町村職員退職手当組合に加入をすることとなります。現状の準職員、嘱託職員の手当の状況であります。準職員につきましては正職員と同じ手当の支給ですが、そのうちの75%が支給されているということで、期末勤勉でいいますと3.3か月分が支給をされております。嘱託、臨時職員については勤勉手当として1.7か月分を支給をいたしております。これの差であります。現状の人件費と2020年以降の新しい制度に基づく試算との差を計算いたしますと、人件費の年間で約3千万円程度が増加するものと試算をいたしております。総務省はこの制度改革による人件費の所要額について交付税措置を考えるとっておりますが、現在のところその詳細は明らかにされておられません。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

次に今政府、安倍首相も率先して言っていますけども、同一労働同一賃金の推進ということが政府として行われている一方で、非正規公務員のワーキングプアの実態があると、給料と実態があります。それで一般的には大卒とか高卒の学歴にかかわるんでしょうけれども、初任給を超えない範囲でのこういう非正規職員の賃金を決めていくということですけど、平取町の場合はどのような基準でその賃金を決めていらっしゃるんでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

履歴書等の前歴も換算しながら総合的に決定をいたしております。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

その時に今質問しましたけども、大卒・高卒の、1号俸というんですか、一番低い金額を超えることは、準職員・嘱託職員のフルタイムの場合でないんでしょうか。それともそれを超えて平取町は手当でしているんでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

これは会計年度任用職員の内容との関連のご質問だと思いますが、会計年度任用職員につきましては国のマニュアルで、今、井澤議員がおっしゃったような一つの基準を設けております。初任給を基準にしてやりなさいということで。そういうようなマニュアルが昨年出たんですけれどもその後、全国の1700

市町村から市町村の実態と国の実態が全く違うということで、大変な質問が総務省に寄せられまして、総務省それで大変な状態に、今、新たにそれについてのマニュアルを改正して百数十ページにわたる内容を半分以上変更するような、ちょっと細かいことそれ以上申し上げられませんが、いろいろと変わってきております。今おっしゃった格付についてもある程度、市町村の判断に任せるとまで言いませんが、市町村の解釈によるとする余地も少し残しているような内容も来ております。ですから私どもそのマニュアルが今来たばかりですので、内容を精査検討しまして、今後どうして行くか考えていきたいというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

この制度の中で非正規公務員のいわゆる言われておりますワーキングプアということで、だいたい国家公務員の1年間勤めている職員で年収160万円以下であろうということが推計されるということで報道がされてはいたけども、そのようなことで非正規職員、何年勤めても同い年の正職員から比べたら給料の差は開いていくばかりということのなかで、同一労働同一賃金ということの矛盾がなおさら明らかになるわけですけども、このようなことの中で現在は2020年度からこの新しい会計年度任用職員ということのなかで、平取町は最大の待遇をしようというふうに考えているのではないかと思いますけども、その十分な対応をしなければ、この町から今、役場の準職員、嘱託職員、フルタイム臨時職員等の方々が、給料が少なくて他の仕事に移らざるを得ないとか生活ができないということで、移っていくことはとても残念なことで、今の非正規職員の方がほとんど平取町にお住まいで平取町民でありますので、そういう町民の方々について、平取町の大事な業務をその場で引き受けていただけることがありますので、そういう意味で十分な対応が必要でないかと思いますがその点についてはいかがでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。他の町に職場を求めないで済む位の高い報酬や賃金を職員に支払うことができれば、勿論それにこしたことはありません。ただしそうすれば人件費が膨らんで、町の財政に大きな影響が出ることは必定であると考えております。町としては労働人口を減少させないための労働政策として、報酬、賃金を大幅に増加させるだけの財政的な余裕がないのが現状であります。給料表に基づきまして毎年昇給を行い、待遇の改善と職員の確保に努めているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長

井澤議員。

5 番 井澤議員 2020年度からは、条例を定めてやらなければいけないということの会計年度任用職員制度が始まるわけですが、それが始まったとしても、今現実には実績を積み重ねておられる準職員の方、嘱託職員の方について、勤務状況などについて人事評価してその働きを確認するというようなことはされておるのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 嘱託、臨時職員に対する人事評価等は、現在行っておりません。以上です。

議長 井澤議員。

5 番 井澤議員 それでは準職員については、人事評価を行っていくというご回答だと思いますけども、実績のある準職員、嘱託職員を正職員への登用が、財政的にはとてもそれを全部できる状況ではないと今ご回答がありましたけども、具体的には準職員については皆さん、職務に必要な有資格の職員の方でないかと思えますし、また嘱託職員についても有能な職員で、何年にもわたって、5年を超えている職員も多いんじゃないかと思えますけども、そういう職員こそ大事にすべきでないか、大事にしなければ今回の会計年度任用職員によって手当等あるいは退職金等のことが補てんされたとしても、同じ年の正職員との差はやはり開くばかりではないかと思えますけども、準職員、嘱託職員の正職員の登用が人事効果を含めて有能な有資格者、有能職員の確保につながるのではないかと思えますが、改めてその辺のことについてお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。実績ある準職員、嘱託職員を正職員へ登用することについても人件費の増大につながることから、それを容易に行えないのが現状であります。町は従来、嘱託職員であった保育士の資格確保を目的として平成26年度から、それまで堅持をいたしておりました準職員、当時は1号嘱託職員と呼んでおりましたが、これは増やさないとする方針を一部見直し、職務の執行に必要な保育士の資格を有する職員を準職員として登用したのにつき、平成30年度、本年度には教育委員会に勤務する学芸員と図書館司書の資格を持った嘱託職員を準職員に登用し、待遇の改善を行い、有能な人員の確保を図っており、人材確保の重要性を十分に認識しながら、現状においてできる限りの方策を考え可能なものから実行に移しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 休憩します。再開は1時といたします。

(休 憩 午前 11時55分)

(再 開 午後 1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き、井澤議員の質問を継続します。井澤議員。

5 番  
井澤議員

午前中に引き続き、会計年度任用職員制度のことに関するところの残った質問をさせていただきたいと思いますが、職員の定員というのは決められた数字ということで財政等勘案しながら、また業務量と勘案しながら、続けていかなければいけないというところで、そういうなかで職員人件費等の固定費が過大にならないような一定の基準のもとで、そして残った予算を政策的なものに使っていくということのなかで、バランスがとても大事なことかと思えますけれども、退職者が出た場合に学卒新人の採用ということも当然今までどおりやってきましたが、雇用の延長制度のなかで定年退職後も残って働いてくださる方々がおられるということのなかで、今までかつてのその制度が始まるまでのように、退職者が出たら新人職員を、学卒者を採用できるというような条件にもないというようなことがありますし、また公務員の定年の65歳への延長というようなことも方向性としては出てきていますので、なかなか有能な新人職員を大量に採用するような条件もないと思いますので、そういうなかから準職員に該当する保育士、平成26年から保育士について採用していったと。それから平成30年、本年から学芸員、司書について有資格職員を準職員として登用したということのなかで、そういう意味ではよく検討のうえ、進められていると思いますけれども、有資格でなくても嘱託職員として、例えば5年以上、非常に有能に働いていただく職員についても、人事考課をして準職員の登用をするだとかそのようなことも考えていかないと、そういう勤務実績の長い嘱託職員の方については有能な働きがあるからまたお願いをして続けていただいているということがあると思いますので、欠員の分を新人で採用してもこの少子化のなかで有能な新人職員がそう得られるのも難しいのかなという条件がありますので、嘱託職員の有能な実績ある職員について、とりあえずは会計任用制度のことで取り組まなければいけませんけれども、準職員としての登用の可能性、やっぱり人事考課するということが前提になっていくと思いますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたしたいと思います。実績ある有能な嘱託職員ということでございまして、基本的にはそういう人員を確保するというのは同じ認識を持っておりますが、やはり何かそういうふうにして上げる部分についても、外形的な資格だとかそういった部分で、しかも勤務に必要な資格ということで今はやっております。選択基準が、有能で長期間ということだけであればなかなかその選考



の基準というのが曖昧な部分も出てきます。しかも人件費の増大ということもありますので現状では考えておりません。ただ、先ほど議員から質問ありました会計年度任用職員制度に移行される2020年からは、手当いわゆるボーナスが大幅にアップしますので、相当現状の準職員に近い内容の手当になってくるということもあります。ですから現状ではできませんが、これから国のマニュアルの中で制度設計して条例化していくなかで、しかも先ほど申し上げたように、所要額で3千万円増えるという部分のなかで、それはもう職員に支払う報酬やそういったものが増えるということですので、そうするなかで待遇改善が図られるということでご理解をいただければありがたいと思います。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

それでは3番目の質問に移らせていただきたいと思います。先だって、12月4日に平取町アイヌ文化振興推進協議会が開かれまして、私も委員の1人ですが、その中で7月18日に内閣官房アイヌ総合政策室室長様宛てに平取町のアイヌに関係する代表者の方々が、町長、議長、アイヌ協会長、二風谷民芸組合長の名の文書でもって要望事項をあげたと。それに関しましては、陳情というか要請の時については、議会のアイヌ特別委員会委員長、そしてアイヌ担当課長ということで要望を出したいろんな項目がありますけども、その中に、私が今回質問をいたしました平取町に公立アイヌ民族大学の設置計画を望むということに関しまして、その要望の7ページに、地域振興、産業振興の具体例ということで国立アイヌ文化専門学校、仮称ですけども、の設置及び誘致ということで陳情要請をしていますけども、ここで言いますところの国立アイヌ文化専門学校ということの概略の内容、それから規模、そのようなことについて、具体的に進んでいる考えがあるかどうかについてお聞きしたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

その件につきましては、井澤議員からの発言のとおり7月18日から19日に東京内閣官房への中央要請の中で、そのような新しい立法措置がされるということで、例えば具体的な例として、国の責任においてこういうものをつくってはどうかというようなことで具体例として示したものです。これについては詳しいことは特に検討はしていませんけども、町としては広大な森林と河川からなる自然空間のフィールドですとか、あるいは文化実践、伝承活動を支える潜在力ですとか、あるいは伝統工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材力ですとか、ということもあって、あるいはまたその施設についても活用する施設があるということで、こういうことを国の責任において設立する場合には受け皿としては可能ですよということを出しているの、詳しい計画というのは現在持って

いないというところです。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

そうしますと2020年に白老町に設置される民族象徴空間施設で、アイヌ民族としての大きな器が、過去から現在までの器というものを展示するものができますけれども、アイヌ民族、そこまでの後、この後の未来への展望ということのなかで、アイヌ民族の権利の回復と文化の復興を担う人材を育成するために、高等教育機関が必要なことは各国の事例からも明らかであると思えますけれども、今、内閣官房に要請したその専門学校という表現の中には4年制大学とかそういうことも含まれているのでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長  
議長

具体例については特に大学ということではなくて、専門に学べる施設というイメージで具体例として示したものです。

井澤議員。

5 番  
井澤議員

そこをお願いして、他の道内自治体からこのような具体例の中に、文化専門学校というようなものが出されているかどうかについてはわかりませんが、国立ということであれば、かなりその設立に関しても、所管が文科省になるのか経産省なるか色んなことがあるし、国立ということになると難しい面が多いのではないかと思いますけれども、私としては国立というよりも、より具体性のある平取公立大学、公立によるものがよろしいんじゃないかなというふうに今までも考えてきて、委員会等でも、若干こういうものが欲しいのではないかなというように、大きな所であるというのは道立の札幌医科大学がありますけれども、それから札幌市立大学というのがあります、それはとても大きな大学になっているし、基本的となっていてますその自治体も大きなものでありますけれども、その他には釧路公立大学、これは1市8町1村で一部事務組合ということで1988年から始まった大学で、今日まで大変評価される良い大学になっていると思います。また、公立函館未来大学は2000年から広域連合というということで、1市4町、今は2市1町になっていますけれども運営されている大学です。もう一つは名寄市立大学ということで、これは短大の歴史も長かったんですが、2006年から4年制大学ということで運用されております。また、一方で最近のニュースの中では近くの千歳科学技術大学が、私立でしたけれども来年4月からの公立化を目指して進んでいるということで、確定したかどうかは私ちょっと情報持っていませんけれども、そのような状況で進んでいると。また旭川市の旭川大学については旭川公立大学と、なるべく色んなことを検討

中ということがありまして、道内で公立で市町村が持っている公立大学はそう多くはありませんけれども幾つかがあると。それで全国の公立大学でいきますと、国立大学と公立の大学が今、直近では88の大学がそれぞれあると。国立が88大学、公立が88大学あると思いますけども、そのようななかで今、アイヌに関する未来展望で有用な人材を急ぎ養成していく面では、国立の施設よりも公立として計画していくことによって、早くそういうものが実現するのではないかなと思います、その辺についてはいかがお考えでしょうか。お考えでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

そこは先ほどから言っているとおり、市町村の立、公立ということではなくて、このところは今回新しい法律ができて、先住民族というのが国が認めて、国の責任や地方公共団体の責任、国民の責務なども法律の中でうたうというなかでは、公立、市町村ということではなくて、国の責任において設立をするというのが本来ではないかなと思っていますので、早い遅いでいけば、どちらかはというのがありますけども基本的にはそういう考えで進めていければと思っています。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

国立でできたらそれにこしたことはないと思いますけれども、国立ということになれば、やっぱり法制度的には縛りも多くて、この平取町に誘致、設立したとしても本当にこの平取町が持っている環境、人材、技術、そういうものが生かせるものとなるかどうかについては、全く図面もないですから何とも言えませんけども、公立大学ということになったときには、総務省からの地方自治体の地方交付税等があるようですけども、その辺のことによって財政的な裏付けも運営の中で出てくると思いますけども、そしてまたその法人を創ったときに法人のトップには当然、町長が理事長としてなるようなことが多い例を見ておりますけども、そういうなかで本当に平取町に相応しいこの未来志向の学校、大学というふうに私は今考えていますけども、敷設することがより相応しいのではないかと思います。そして交付税について、どのような範囲で捉えているかも含めてお伺いしたいと思います。

議長

井澤議員、最初から答えている答弁そのものが、まずこれはアイヌ新法ができるかたちのなかで、それでこういう提案をしているけど、具体的なものはまだ何も持っていないよということで、打ち出したという一つの政策提言をやってきたということではあるわけですから、それに対してまだそういうその細かい部分までここで質問されても、答弁できるそういう段階ではないというの

が状況ではないかなと思いますので、その辺をきまえたかたちの、これからもまだ継続されるのであれば、そのあたりをもう少し整理したかたちで質問していただきたいと思います。井澤議員。

5 番  
井澤議員

議長のご指導がありましたのでそのようにしたいと思いますが、国立のアイヌ民族に関する機関の誘致ということのなかで、それが実現するかどうかもわからないということがあって、実現すればいいけども、実現しなかったときにこういう方法もあるのではないかというふうに考えましたので、公立大学ということについて、二次的なこととして考えても十分に値があるのでないかなということがありましたので、内閣府へのこちらの平取町としてまとめた、各団体をまとめて代表したものに対して、どうしてもやっぱり高等研究機関が平取町に、そしてまたアイヌ民族のために、全国、世界のためにも必要でないかという考えがあったので敢えて質問に立ったわけですがけれども、国立の高等研究機関の専門学校というのか、そういうものが1日も早く誘致できるように、私個人としても色んな面で勉強していきたいなと思っていますけれども、ご回答いただきましてありがとうございます。

議長

町長。

町長

私のほうからのご答弁させていただきたいと思いますが、2020年に白老町に民族象徴空間施設が完成時には100万人の来場者を見込まれているなかで、平取町は広域関連区域として、国から位置付けがされているところでございます。そのような状況の中で平取町には先人の偉業のもとでアイヌとしてのアイデンティティーあるいは独自の文化を失うことなく、儀礼だとかあるいは儀式に加えて、舞踊、言語、伝統工芸が現在も保存、継承されるなど、平取町には文化的な所産が豊富にございます。さらには、二風谷のアイヌ文化博物館、歴史館、新平取町民芸共同作業場等々が整備されておりますので、これらを有効に活用しながら、国の責任においてアイヌ文化の人材育成機関として、アイヌの歴史、アイヌ語、踊り、食文化を含めたアイヌ文化、アイヌ工芸を学ぶ総合的な専門学校の設置の政策提言をしているところでございます。あまりにも夢を語って現実ではないこととなりますと、なかなか難しいなかで、今申しましたように既存の施設をコアとしながら進めることが、国にも関心を寄せて貰えるものというふうに提言をしているところでございます。そういったことで、現実的には、これから粘り強く要望して参るなかで、専門学校がいいのか、あるいは大学がいいのか、そういうものを状況を見定めながらこれからはっきりと対応して参りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

以上で、井澤議員の質問を終了いたします。次に、松澤議員を指名します。1番松澤議員。

1 番  
松澤議員

先に通告しております3件について質問させていただきます。まずは地域活性化対策について伺います。平取町地域活性化協議会の説明内容なのですが、平取町は恵まれた自然環境や歴史文化、伝統工芸や景観などの地域資源を生かした地域活性化策を展開してきていますが、後継者不足の深刻化、交通事情の悪化、通過客の減少などで過疎化がさらに進行し地域の活力を低減させていくことが懸念されることから、平成24年1月に平取町地域活性化協議会が設立され、厚生労働省に「輝くびらとり未来につなごう雇用創造プロジェクト」の構想提案を行いました。そして平成27年3月までの3年間にわたって各種事業を実施しました。その後平成27年、「歴史文化とアイヌ工芸の里びらとり雇用創造プロジェクト」の構想提案も採択され、さらに30年1月に「人が集い、町がにぎわい、仕事を創り、町を育む」～びらとり町民チャレンジプロジェクト～の構想提案を厚生労働省に行い、3回目の業務委託を受けて現在は平成33年3月までの3年間に渡って各種事業を実施しているとなっております。これまで7年間とてもたくさんのメニューを行ってきましたが、ちょっと町民には見えにくい事業だろうと思っております。チラシを入れたり、まちだよりで周知したり、事業の参加者を募集していますが、私もどんなことをしているのかと何度か参加したことがあります。アイヌの伝説がある地域や山などをガイドのつもりになって説明する講座、札幌からお客さんをバスに乗せてきて添乗員の研修など、かなり本格的なものでした。最近ではCADとイラストレーターの講習ということでしたが、仕事に本当にしたい人が講習を受けるほどの内容で、2、3人の方の参加でしたが、本当にそのことを仕事にしようと思える人にはとても濃い内容のものだったと思っておりますが、何せ2名か3名の参加というのはちょっと残念だなというふうに思っております。以前、道路にアイヌ語の看板を立ててはという質問もしましたが、それはガイドをしながら説明もスムーズにできるのでは私は思っております。そのガイドの養成講座の場面に出くわしたものですから、そういうものがあると両方を見ながら、ここは親熊が子熊を連れて…そういう山のかたちとか、そういうことを見ながらやっていくということの話を聞いたものですから、そこをバスの窓からその看板を見ながら、その地区のアイヌ語の名称も説明しながらということができればよろしいのではないかな、くらいのことを思ってその頃はいました。そして地元ボランティアガイド養成も、内容的には仕事につながると本当に良いなと期待できるものでした。しかしそれが今、かたちとなって見えないと思っております。構想提案、先ほど言った構想提案ですね、それに沿った内容だと思いますので、3年間それを継続して内容的に続けていくことではできなかったと思うんですが、雇用の拡大という内容なのは同じだと思います。厚生労働省の100%補助事業でございますので、事業を行うための雇用は確保されていたと思います。それでも、それも3年ごとなのでメンバーが変わっていったように思います。それらの今までの成果と折角今までこうやってきたなかで、あと

2年ということなんですけども、今までの成果とこれからが平取町の未来にどうつながっていくのかちょっと伺っておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではお答えをしたいと思います。なかなかこれからの平取の未来にどうつながっていくかというのは非常に難しいところなんですけども、第1期から、少し長めの回答となりますけども答弁をしていきたいと思っています。この事業につきましては第1期が平成24年の7月から26年度、第2期が平成27年の7月から29年度、第3期は今年の4月からということで3か年実施をしているということになっています。この事業を進めるために受け皿団体ということで、平成24年1月に町、JA、森林組合、商工会、アイヌ協会、建設協会の6社による地域活性化協議会を設立して1期目の重点分野としては農林業を生かした6次化産業、あと地域資源を生かした交流産業の2つの分野を定めて雇用拡大、人材育成、就職促進のための基本メニューと雇用創出実践メニューということで、農林産物やシカ肉の活用、伝統工芸と食文化のブラッシュアップ、観光ツアーの開発などの新商品の開発事業、開発商品の販路拡大など、また平取町の地域資源のPRなども行っています。2期目としては伝統工芸産業分野ということと、観光産業拡充分野の2つを重点分野としまして、活性化協議会のメンバーとしては二風谷民芸組合を加えまして7者で構成をして、これを受け皿団体というかたちで行っています。内容としては基本メニューと雇用創出実践メニューでは工芸品の新商品開発ですとか、あるいはスイーツ等の特産品開発、開発商品の販路拡大や試験販売などを行ったり、体験型の観光プログラムの開発や観光案内所を通じて観光情報の提供、あるいはエリア案内バスということで二風谷地区やあるいは都市間バスをつなぐバスの運行などを行っています。第1期目の新商品開発ではトマトや寒締めホウレンソウなどを使った加工食品ですとかあるいはシカ肉の加工食品などを開発して町内事業者に譲渡をしています。またアイヌの伝統工芸と文化的景観やトマト、ホウレンソウを活用した収穫体験ツアーなども行っています。2期目につきましては、特にアイヌ文様を生かしたコースターやバッチあるいはキーホルダーやネームホルダーなど工芸品の新開発や平取トペンペというスイーツなども開発をして、それぞれ譲渡をしているというところです。先ほど言いましたエリア内バスもこの中で行っているということです。この事業につきましては新たな地域の産業を開発して、地域の雇用の機会を増加させて産業及び経済の活性化を図ることを目的としており、おみやげ品などの新商品の開発や着地型観光プログラムの開発、観光面での課題などについて試行を行っており、予算としては先ほど議員からもあったように国費ということで、年に2、3千万円、3年間で約8千万円、9千万円という100%国費でできるというような事業というかたちになって

います。構想の内容につきましては、1期から2期、2期から3期ということで、本当は継続的にそのものに取り組みればいいんですけども、構想を作る段階で期が変わるごとに中身を半分、半数ですね、変更しながらやっていくということで、なかなかそこが継続できないという採択上の課題というのがありますけども、そういうような状況になっておりました継続的に取り組めない部分もあるということです。1期、2期につきましては新商品開発や体験プログラムなどを開発してそのものを町内の事業所に譲渡していますけども、全国的あるいは北海道内を見ても、例えば新商品開発であれば町内の事業所がこのようなおみやげ品を作りたいと思っているという要望があったり、あるいはハード面ではこのような施設があってその受け皿団体がどのような運営をしていこうかというようなことを検討したいということで、それぞれ受け皿があって、そこの中で協議会とともにその事業者が検討しているというようなことが全国や北海道の状況のなかで見ることができました。ということで今回3期目としては、重点分野はアイヌ文化のまち滞在交流産業分野、あるいはびらとりのにぎわい活力創出産業分野ということで、特に新しくできた工芸品の作業場を活用した体験プログラムの開発やツアーの試行や加工機を用いた新商品開発などを実施して、施設の活用をこの事業の中で検討することとして、またびらとりのにぎわいと活力創出のところでは、空き店舗を協議会の活動の拠点として、現在は音楽やミニイベントなどの支援や必要とする事業者の調整を行いながら地域の資源を活用したおみやげ品の開発などを現在行っており、着地点を見据えながらこの取り組みを行っているということです。この事業につきましては4期目ということはなかなか全国的な事例もないということで、今期、平成32年度でこの事業は終了と予定していますけども、今期中で、これまでの1期から3期までの事業実施という視点やまちづくりという視点で成果と課題を明らかにしながら、今後地域の新たな産業や雇用の場の開発につなげていきたいというふうに考えています。以上です。

議長

松澤議員。

1 番  
松澤議員

本当に様々な色んなことをやってきたのを見ておりますので、ぜひそのことを生かせるような内容でこれから進んで、本当無駄に、無駄という言葉ちょっと悪いんですけど、ならないようなこれからの計画に持って行って欲しいと思っております。次に農山漁村振興交付金の活用について伺います。私も地域活性化協議会ということは、他の町ではどういうことをやっているのかなということちょっと調べてみたりしたんですけども、その中でなかなか先ほど課長が言ったような内容のものを活用しているというものを見つけたんですけども、それは残念ながらもう29年度で終了していますということだったので。でもこう調べてみると色んなものがあるんだなということがわかりました。その中で今、4期目がもうないということでしたので、他の交付金を活用する、そし

て今やっていることをつなげていくことはできないのかなと思っているんですけども、農林水産省の農山漁村振興交付金というものの中で、地域活性化対策ということがありました。その中でも農泊の推進計画などは観光コンテンツの磨き上げということで、先ほど観光というお話もありましたので、その磨き上げや宿泊施設の整備を支援とあります。今までやってきたことを生かすことができないのかなと思っておりますので、平取町もこの制度を使い地域活性化対策につなげていけないのかどうか伺います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

お答えしたいと思います。今行っている地域活性化実践型地域雇用創造事業の継続ということではなかなか難しいんですが、議員が言われたとおり、農山漁村振興交付金の地域活性化対策というのがありますので、地域活性化という視点でどのようなことができるかということで、少し参考事例も踏まえながら、答弁をしていきたいというふうに思います。この事業につきましては、平成29年度から実施をされているようですが、地域の住民の就業の場の確保や、農山漁村における所得の向上や雇用の増加に結びつける取り組みを支援して農山漁村の活性化を推進するための制度で、普及啓発、交流、定住促進の3分野に分かれておりまして、普及啓発という分野では例えば農山漁村の豊かな食を活用した地域計画づくりや実践活動に対しての支援を行ったり、交流というところでは議員からもありましたけども、農泊をビジネスとして実施できる体制の整備や観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備を一体的に支援する、どちらかというところではハード的なことです。定住促進というところでは農山漁村の定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や農村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取り組みを支援となっています。交付されるものは率、あるいは額、定額というものはありますけれども、定額についてはソフト事業ですので、これは100%という施設整備の場合は2分の1の交付というようなかたちになっています。これも事業を実施する上では実践型地域雇用創造事業と同じように、市町村を構成団体に含めた地域の協議会を設立して、その協議会がこの事業を進めるということになっています。これらの制度を活用して地域活性化対策はつなげられないかというご質問だと思いますけども、事例としては、例えば今年9月に長崎の平戸で開催されました全国文化的景観地区連絡会議に出席する機会がありまして、その中の市民部会という各地域からいろいろ事例について報告する場面があるんですけども、その中で文化的景観をツールとして各地域の活動状況について報告されたわけですけども、その中で根獅子という集落での取り組みについて簡単に紹介をしたいと思います。この地域については重要文化的景観という切り口で、国内外の都市の人々や複数の大学等と連携をして、都市農村交流を進めて重要文化的景観を活用した交流者の受け皿づくりを行っています。取り組みとしては荒廃農地の



活用や農業体験学習や人材育成のための景観と交流を生かした食まつりですとか、市民大学、自然農法講習会などを取り組みながら、地元の人も喜ぶし、遠くから来た人も喜ぶまちづくりを行っているというところです。その活動が認められて、平成29年度には農山漁村の活性化の優良事例ということで、ディスプレイ農山漁村の宝に選定されたということです。この活動は文化的景観の補助事業ですとか、あるいは農林水産省のソフト事業交付金事業を活用しての仕組みづくりが行われているということです。この事例は文化的景観を切り口とした農水省の交付金を活用した事例ですけども、過疎地域が抱えている人口減少を少しでも歯止めを掛けたいですとか、交流人口を増やして産業の活性化を図りながら定住者を増加させたいですとか、あるいは地域出身者が戻ってくる環境を整えたいというようなことで、大学など連携しながら地域が考えて進めているという事業です。平取町は農山地域ですので、これらの農水省のソフト事業を活用することは可能であることや、重要文化的景観の事業についても基本的にはまちづくりにつなげていかなければならないということもありますので、本事業が農水省の事業であっても、例えば役場組織内においてはこれらの制度について横断的に情報を共有しながら、地域がこうしたいというような要望に対して後押しをすると、地域活性化につなげることは可能であると思っています。以上です。

議長

松澤議員。

1 番  
松澤議員

今までの成果を町の財産としてつなげていっていただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。次に、平取町において起業・創業する方に対しての支援体制について伺います。まずは補助金の見直しについてですが、平取町で起業する方はいないだろうという前提で予算を立てられているわけではないと思いますが、そう多くはないと誰もが思っていたことだと思います。しかし昨年度、今年度、若い方が希望をもって起業されています。その思いに応えるには町の出す金額はちょっと少ないのではと感じております。例えば空き店舗を借りて飲食店を起業するにも、水道など水まわりの設備工事費だけでも何百万円にもなってしまいます。自己資金の金額にもよるでしょうが、なかなか大変なことです。店舗であれば平取町では大儲けは期待できないのではないかなというふうに思っておりますが、平取町が大好きだとか、平取町に帰ってきたいというそういう思いに対して、もう少し町としても応援していただけないでしょうか。起業のためにかかる費用、内容に応じて金額を決めるなど、内容の検討を考えていってはいかがかと思うんですけど、伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく

それでは私のほうからただいまの質問にお答えしたいと思います。当町で実施

り課長

しております起業化支援補助金につきましては、当町で起業するか、もしくは新しい事業を行う方に対しまして、事業所の開設経費だとか販売促進にかかる経費の2分の1、100万円を上限として補助しているものです。近隣の町村で当町と同じような補助を実施しているところは浦河町と厚真町があります。浦河町では事業費の3分の2、上限100万円、厚真町では事業費の2分の1、上限200万円となっております。このほか道内で同様の補助制度を行っているところは全道的に、全部を調べたわけではございませんけれども、30町村程度ではないかというふうに考えております。その助成額につきましても、多いところでは750万円、少ないところでは20万円ということでその自治体でまちまちとなっております。道内の半数以上の自治体では、起業化支援の助成金ということではなく融資制度や利子補給となっており、当町では融資制度、利子補給は行っております。起業する場合、事業計画だとか資金計画をもって、多分起業されていると思いますけれども、今、議員提案の投資額に応じた補助金の額の検討ということですのでけれども、これについては管内だとか道内の動向も確認しながら、また町の財政状況も考慮して検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

松澤議員。

1番

松澤議員

ぜひ前向きにお願いいたします。次ですね、国は起業する女性に対するフォローのために女性起業家等支援ネットワーク構築事業等、他にも色々な支援事業を行っております。それは国としても起業・創業による地方の発展について、考えているからだと思っております。その支援の一つである国の地域創造活性化支援事業の中の創造支援事業者補助金を受けられる産業競争力強化法の法律認定を平取町は受けたようですが、周知方法等どのような内容になっているのか伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく

り課長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。平取町では今年の8月31日付けで、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画が国から認定されました。この計画は平取町で創業しようとしている方に対して、相談窓口を設けて、創業に必要な要素を町や商工会、金融機関が連携してそれぞれが役割を担って創業を支援し、創業後もフォローアップしていく計画となっております。その中で町が実施する特定創業支援等事業といたしまして、平取町商工会がワンストップの相談窓口となりまして、その中で創業に必要な知識ということで経営、財政、人材育成、販路開拓などのアドバイスを4回以上受けて、それを受けましたよということで認定をされますと、この計画が認定されたことによって創業者に対する国の支援制度の活用が可能となっております。また商工会が行い

ます。相談事業についても国からの助成金の対象というふうになるということ  
で、今、商工会と一緒にやっているとこでございす。この制度につ  
きましては、現在町のホームページのほうで掲載をして周知を凶っているところ  
でございすけれども、まだまだ周知が足りないかなと思ひますので、今後  
また何かの機会で周知していきたいなというふうに考へておひす。

議長

松澤議員。

1 番  
松澤議員

ありがとうございます。次に補助金の説明の仕方について伺いたひんですけども、  
起業化支援対策補助金はまちづくり課で窓口になっておひすけども、中  
小企業特別融資制度に関しては観光商工課の所管となっております。信用金庫、  
商工会と手続きが完了すれば利子補給が受けられるという制度なのですが、起  
業家さんとしてはやはり全部が自分が払う、自分の自己資金もたくさんある方  
もいらっしやると思ひますので、起業化支援の対策補助金を受け付けた場合、  
中小企業のほうの利子補給もございすよということをちょっと一言言っていた  
だけることを徹底してもらうか、そのものを同じ課で行うことができないの  
か伺ひます。結構それを知らなかつたという方が多くいらっしやひまして、そ  
の後、商工会の方からもきつと教へていただけることだと思ひんすけども、  
その時に既に教へていただいたほうが、その方にとってはありがたいことでは  
ないかなと思ひんすけどもいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

ただいまの件でございすけれども、先ほど言ひました産業競争力強化法に基  
づく創業支援等事業計画というのを国から認定されまして、この中で町と商工  
会と金融機関、苫小牧信用金庫なんすけども、が連携しながら、創業の支援  
をしていくと。その中で町のなかも、まちづくり課と観光商工課のほうで連携  
しながらその支援を行っていくということで、ただいま指摘のありました起業  
化支援はまちづくり課、特別融資制度は観光商工課ということで、庁舎内の担  
当窓口が分かれておひすけれども、その創業に当たっては創業をしようとする  
方の支援のときにいろいろ相談をしながらやっていきますので、その時に説  
明は十分できるのかなというふうに考へておひす。ただ将来的には町の窓口  
は一本化したほうがいいのではないかということにつきましては、今後庁舎内  
のほうで協議していきたいなというふうに考へておひす。

議長

松澤議員。

1 番  
松澤議員

あとホームページ等情報のあり方、考へ方を伺ひたかつたんすけど、先ほど  
の答への中で、そういうホームページのほうにも載せておひすということだつた

のでありがたいと思いますけども、どんな可能性から町の活性化が望めるかわかりませんので、町外の方がほかの町で起用したいなと思った時にホームページをやはり見ると、今の時代見ると思いますので、その方たちにぜひうちの町で起業してくだされませんかということも含めたような内容の多くの情報を、入れられるようなホームページの内容にさせていただきたいと思っております。最後に、災害ボランティアについて伺います。9月に胆振東部地震では平取町も今までにない災害に襲われ、平取は地震に強いという、私個人で言って歩いてたんですけども、そういう神話も崩れてしまいました。私は平成28年の9月と30年の3月に2度、災害時における地域の住民による災害救援ボランティアの必要性を一般質問しておりました。今回いろいろ教訓となり、災害時における町全体の仕組みづくりが進められていくと思っております。その中に地域の住民による災害救援ボランティアを含め考えるべきだと思います。町職員の方は本当に町の中核機関としてやっていただいておりますので、できることは町民もやるべきだと私は思っております。町長が常におっしゃっています協働のまちづくりの考えにもつながると思います。あと誰もができる専門性を問わない活動なんですけども、やっぱり災害後1か月程度のお手伝い、お茶の提供とか炊き出し、あと親戚もなく夫婦だけで小さい子どもを育てている方も、例えば割れた食器を片づけたりする間だけでも子どもの遊び相手をして欲しいとか、本当にちょっとしたことでも助け合うことができると思います。あとは大工仕事など本当に専門的なことも、大工さんまではいかないにしてもお願いしたいなということもあるとは思いますが。他の町でそういうことが行われているというのを前に見つけたものですから、平取町もそれがあればよろしいなと思います。大きな災害になりますと他の町からのボランティアに頼ることになると思いますが、その体制が整い物資が揃うには2週間程度かかるということです。それまではやはり皆さん、近所住民で助け合うということになると思っています。助けてほしい人もどこに言えばいいのか、困っている人がいたらお互いお手伝いできますよとどこに言えばいいのか、今回そう考えた方が大勢いたようです。平取町は田舎ではありますが、昔のような本当に近所で何かあったかいということの言えるような町でも、時代ですからそうでもないような感じがします。お互いにプライベートなこともありますし、そういうことを言ったり言われたりということを遠慮するような、何というかそういう時代になっていると思います。でもそういうことが何かの場所でそこでまとまって、助けて欲しい、助けてあげてくださいということ、そういうものがあると、みなさんきっとそういうことをしたいと思っている人が大勢いるように思います。地域の住民による災害救援ボランティア活動に関することも視野に入れて計画の中に明記して、住民への協力を要請していくべきだと私は思っております。これまで災害時のこととしてまちづくり課に質問させてもらっておりますが、現実に災害になった場合には、まちづくり課内ではそのことをやれると私も思っておりません。関係機関との連携を密にして、一番このことについて把

握できる機関に任せる仕組みづくりが必要だと思います。町民に広く周知していくことにより、町内で助け合う意識も防災に関する意識も生まれて、協働のまちづくりの推進にも役立つのではないかと思いますがいかがでしょうか。考えを伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

それではお答えしたいと思います。この度の北海道胆振東部地震では、当町におきましては幸い人的被害というのは軽傷者が3名程度ということで、ほとんどありませんでした。それからの家屋の倒壊というのありませんでした。しかし停電だとか断水などで多くの方が避難されておりましたし、また家屋内も家財や食器などが散乱し、後片付けなどに苦労された高齢者等も数多くいたと聞いております。今回、町の方では停電が長引くことが予想されたために、ひとり暮らしの高齢者におにぎりや飲み物を配食してあわせて安否確認等を行っておりますが、他にも支援が必要な方もいたということを知っておりますので、被災直後の安否確認だとか炊き出しみたいなことについては、自治会だとか町内会、それからボランティア団体などに協力を得られるように検討していきたいなというふうに考えております。今言われた地域の災害ボランティアの受け入れにつきましても、災害の状況に合わせていろいろあると思うんですけども、その場合の仕組みづくりとか、窓口とか、そういうものを今、ボランティアの関係につきましても社会福祉協議会のほうで違う部分のボランティア活動を担っていただいておりますけれども、災害の時にもそういうボランティア活動の取りまとめができないかどうかというのは協議して検討していきたいなというふうに考えております。

議長

松澤議員。

1 番  
松澤議員

そのほうがよろしいかと思います。ぜひお願いいたします。そして先ほど、今課長もおっしゃいましたけども、今回ひとり暮らしの方に町がおにぎりを配布して下さいました。みなさん大変喜んでおりました。しかし独居老人ということで配って下さいましたが実態に合っていないこともわかったようです。あと先日、高齢者虐待防止を考える町民の集いに参加いたしました。その時に記憶に残った言葉が、助けられ上手と世話焼きさんという言葉でした。助けられ上手というのは、助けて助けてと、例えばどこに連れて行ってくれないとか、一緒にどこか行ってくれないとか、人をお願いできる人で、世話焼きさんというのはそれを頼まれる人らしいのですが、助けられ上手という言葉が今の世の中ちょっとないのかなというふうに感じました。世話焼きさんといって、その頼まれた人たちに後からどう思ったかというふうに聞きますと、頼られていると感じたとか、まだ自分は何かしてあげられると思ったとか、うれしかったと

ということで、その中で嫌だという人はいなかったそうです。嫌だと思ふような人に頼まなかったのではないかなと私は思いましたが、そういうふうなことが今ちょっとできていない世の中なんじゃないかなと思います。その次の日に講師の木原さんに高齢者見守りマップの作り方を教えていただきました。地図上で独り暮らしの方、見守りが必要な方、その方を誰がどんなかかわりを持っているかなど確認し、対応など参考になる有意義な作業でした。近々に地震もありましたのでそのことも考えながらやりましたが、その時のメンバーは自治会長、民生委員、元保健師さん、町内会長、あとご近所福祉に大事なお節介さんという方がいましたんですが、実態が目で確認できたと同時に色んな方面から関わるのが大事だということに気づきました。災害時の迅速かつ適切な対応のためには、行政、法人、自治会、町民が持っている情報をまとめて協議し、実態に合ったマニュアルづくりが必要と考えますがどうでしょうか、伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

災害時の避難だとか安否確認などに迅速に対応するために、高齢者や障害者など、1人では避難することが困難な方の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿というのを町の方で作っておりますけれども、これについては現在のところ名簿上というか台帳上で拾っております、なかなか実態に合っていないところが今あります。それでこの避難行動要支援者名簿につきましては、今後、社会福祉協議会だとか民生委員、自治会、町内会等の方に情報が提供できるようにして情報を共有しながら、具体的に本当に実態に合った名簿として活用したいということで、今これから作業というか準備を進めていきたいというふうに考えておまして、これらの名簿を作ることによりまして日頃からの見守りと非常時の支援行動を町全体で取り組めるように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5一般質問を終了します。

日程第6、報告第3号請願審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、報告第3号については報告どおり採択と決定しました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。どうもご苦労様でございました。なお、この後休憩を挟んで2時10分からこの議場におきまして、議員全員協議会を開催いたしますのでご出席くださいますようお願いいたします。

(閉 会 午後1時58分)